

第23回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2012年6月12日(火) 9:30～12:15

2. 場 所 中央合同庁舎4号館1階 123会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

文部科学省 原子力課

生川課長

経済産業省資源エネルギー庁 原子力政策課

吉野課長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

佐賀山部門長

公益財団法人原子力安全研究協会 原子力政策研究会

遠藤委員

内閣府

中村参事官

4. 議 題

(1) 核燃料サイクル政策の選択肢に関するヒアリング (FBR研究開発) (文部科学省)

(2) 核不拡散研究会中間報告書について (公益財団法人原子力安全研究協会 原子力政策研究会 委員 遠藤哲也氏)

(3) 新大綱策定会議の見直しについて

(4) その他

5. 配付資料

( 1 ) 高速増殖炉/高速炉の研究開発オプションについて[改訂版] (文部科学省資料)

( 2 ) 核燃料サイクルの検証と改革～原発事故の教訓とグローバルな視点の導入～ (遠

藤哲也氏資料)

(3-1) 原子力委員会の会議資料を作成・準備する際の情報管理について (暫定版)  
(案)

(3-2) 原子力委員会の事務体制についての当面の方針 (案)

(3-3) 新大綱策定会議における主要政策課題領域の審議の経緯

(4) 国民の皆様から寄せられたご意見 (期間:平成24年5月24日~平成24年6月6日)

(5) 第17回原子力委員会定例会議議事録

(6) 第18回原子力委員会定例会議議事録

(7) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉に向けた中長期的な取組について御意見を聴く会の開催について

## 6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、おはようございます。第23回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、一つが、核燃料サイクル施策の選択肢に係るヒアリングでございます。二つが、核不拡散研究会中間報告についてお話を伺うこと。三つが、新大綱策定会議の見直しについてご議論いただくこと。四つ、その他でございます。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題からまいります。

(中村参事官) 最初の議題は、核燃料サイクル施策の選択肢に係るヒアリングでございます。委員長、何かございますか。

(近藤委員長) そうですね。前回この定例会議で技術小委員会の報告をちょうどしたところでございますが、その中では核燃料サイクルの選択肢がFBRあるいはFRですか、FR、高速炉の位置づけ及びその研究開発のあり方を含んで提示されまして、それらが原子力比率の観点から評価されていたわけです。

このFBRにつきましては原子力開発研究機構がもんじゅとかFACTとかあるいは基礎基盤研究を進めていますので、原子力委員会はこの選択肢を国民に提示する際にはこれらの取組のあり方についてより明らかにしたほうがよいのではないかと考え、所管の文部科学省にそういうイメージの作成作業をお願いしたところ、過日の新大綱策定会議におきましてその結果の提示があり、それについて意見交換がなされたところです。このことにつ

いて前回の定例会議で、やはりそうしたらどうかということで、そこでの議論も踏まえてそれを改訂したものの説明を聞きたいとしましたところ、生川原子力課長から説明をいただけるということ、お越しいただいているところでございます。ご説明よろしく願います。

(生川課長) おはようございます。今ご紹介いただきました文部科学省原子力課長の生川でございます。よろしくお願い申し上げます。

お手元の高速増殖炉／高速炉の研究開発オプションについて、という資料に基づいてポイントだけご説明をさせていただきたいと思っております。

今ご紹介がありましたように、この資料自体は5月23日に新大綱策定会議でご説明をさせていただいたものと基本的には同じでございますが、改訂版と書いてございますのは、その場でもご指摘があったのですが、各オプションについての研究開発費を明らかにできないかというご指摘をいただきました。その場でも何等か公表する方向で検討させていただきたいと申し上げたところでございますが、この資料ではそれぞれのオプションについての研究開発費を盛り込んだ形でつくらせていただいておりますので、そういった意味で改訂版になっているとご理解いただければと思います。

まず1枚おめくりいただきまして、ざっとポイントをご説明させていただきたいと思うのですが、まずこの検討の目的でございます。この検討は技術等検討小委において検討されました核燃料サイクルオプションに関する取りまとめの結果を踏まえて、そこに示された各原子力発電比率と政策選択肢に対応したFBR／FRの研究開発のあり方の概要を提示させていただくという趣旨のものでございます。

めくっていただいて2ページでございますが、2ページはここでFBR／FRの研究開発といった場合にどういったものがあるのかということをお示しするための資料でございます。具体的にはもんじゅの運転を通じた研究開発と、右側でございますFACTと呼んでおりますけれども、高速増殖炉サイクル実用化研究開発の研究開発、さらにはそれら二つを支える基礎基盤研究、この三つがあるということを申し上げるための資料でございます。

めくっていただきまして3ページでございますが、想定する原子力発電比率ということでこれは技術検討小委で検討されたものと基本的には同じでございます。原子力発電比率Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳでございますが。若干追加しておりますのは、原子力発電比率ⅡとⅢのところで、Ⅱa、Ⅲa、Ⅱb、Ⅲbとございます。これは2030年以降、2030年の原子力比率

を維持する場合と漸減傾向が継続する場合の二つに分けてさらに検討しておりますので、それを加えておるといところでございます。

4 ページは政策選択枝の定義でございまして、これは技術検討小委からそのままとってきております。F B R / F R に関係するところは赤字で書かせていただいております。

さらにめくっていただきまして、5 ページはちょっとスキップをさせていただきますが、6 ページをごらんいただきますと、当面の政策 1・2・3、これも技術検討小委の報告書からそのままとってきたものでございますが、特に当面の政策 2 あるいは 3 のところで F B R / F R の研究開発の進め方について具体的な記述がございますので、これを踏まえた形での検討になっているといところでございます。

めくっていただきまして 7 ページでございまして、今申し上げたような技術検討小委の検討の結果を踏まえて 7 ページのところにマトリックスの形で全体を整理させていただいております。先ほど申しましたように、基本的には技術検討小委で示された方向性に沿った形にしておりますけれども、原子力比率の特性に応じて若干加味したような形での整理させていただいております。ここでは①、②、③、④ということで四つのパターンに分けて整理させていただいております。①が F B R の実用化を前提に研究開発を推進する場合、②が F B R / F R を将来の選択枝として位置づけ、実用化を判断するために必要な研究開発を実施する部分、③の部分で国際協力等での F R の研究開発は実施するけれども、F B R / F R の実用化に向けた研究開発は中止をする、④については F B R / F R の実用化に向けた研究開発は中止をした上で基礎基盤研究のみ継続をする。この大きく分けて四つに分類して整理させていただいております。

その上で 8 ページでございまして、それぞれ①から④についての当面の研究開発のあり方の基本方針のようなものを整理させていただいております。まず①でございまして、実用化を前提に研究開発を推進するということで、当然のことながらさまざまな合理化あるいは改善を図っていくということが前提になるわけでございますが、その上で基本的には従来計画をベースに研究開発を実施していくということになるのではないかと考えております。この際、もんじゅについては現行の原子力政策大綱に示されておりますように、運転再開後 10 年程度以内の運転によって所期の目的の達成を目指すということになるものと考えております。一方、F a C T につきましては、実証炉等の概念設計を行って実用化までの開発計画を提示し、また並行して東電の原発事故を踏まえた安全強化策も検討して設計に組み込んでいくと、こういう作業になるものと考えております。

次に、②でございます。実用化を判断するために必要な研究開発を実施していくのだということになった場合でございますが、もんじゅについては100%の出力運転を達成して、発電プラントとしての技術成立性を確認ということがまず必要になると考えております。

F a C Tにつきましては東電の事故を踏まえた安全強化策の検討を行った上で、それを勘案してもF B R / F Rの経済性・信頼性の目標が達成できるのかどうかということを確認するということが必要になると考えております。その上でこれら2点の研究成果を踏まえて、実用化が可能かどうかという判断をしていくという流れになるものと考えております。

次に③でございますが、実用化に向けた研究開発は中止をするけれども、国際協力等の中でF Rの研究開発は実施していくというものでございます。このときにもんじゅにつきましては国際研究拠点としての活用の可能性を検討してまいりたいと考えております。

最後に④でございますが、実用化に向けた研究開発は中止をするということで、具体的にはもんじゅ及びF a C Tについては研究開発を中止して常陽等を用いた基礎基盤研究のみ実施をしていくという形になるものと考えております。このときにもんじゅにつきまして成果の取りまとめ方法については別途検討させていただきたいと考えております。

以上が基本方針でございますが、それ以降9ページ目以降につきましてはそれぞれのケースのより具体的な中身について資料をつけさせていただいております。ポイントだけご説明させていただきます。9ページが①の実用化を前提に研究開発を推進するのだとした場合のもんじゅの運転の考え方でございますが、先ほど申し上げましたように10年程度以内を目途に所期の目標を達成していくということになるかと思っております。このときに必要な期間と経費ですが、下から半分くらいのところに書いてございますけれども、10年くらいの期間にわたって全体として1,600～1,700億円の経費が必要になるものと考えております。この金額の部分が先ほど申し上げた前回の資料からの追加部分ということになります。

それから10ページでございますが、①の実用化を前提に研究開発を推進していくのだとなった場合のF a C Tでございます。F a C Tについては現在フェーズⅠの途中で凍結状況にあるということでございますが、仮に①でやっていくのだということになった場合は、途中になっておりました評価の取りまとめを行った上で、フェーズⅡに移行していくということになるかと思っております。このときに必要な期間及び経費は5年間で、1,000億円～1,200億円の経費が必要になるのではないかと現段階では見積もっているところでございます。

めくっていただきまして11ページでございます。11ページは②の実用化を判断するために必要な研究開発を実施していくのだとなった場合のもんじゅの運転の考え方ですが、目標のところを書いてございますように、性能試験と定格運転を行ってFBR/FRの発電プラントとしての技術成立性を確認するということが必要になると考えております。具体的には実施内容のところにありますように、40%～100%の出力試験を行った上で、定格運転を1サイクル実施することが必要であると考えております。それに加えて②のところですが、発電プラントとしての技術成立性の確認をより確実にやっていくという観点から、できれば加えて3サイクル実施をしてデータを積み重ねていくということが望ましいと考えております。これによって必要な期間及び経費についてでございますけれども、期間としては3年～5年、経費としては5年間運転した場合で、900億円～1,000億円の経費が必要になるものと考えております。

それから12ページでございますが、②の実用化を判断するために必要な研究開発を実施する場合のFACTの研究開発の進め方でございますが、先ほど申しましたように、基本的には東電の事故を踏まえた安全強化策をまずは検討した上で、それを加味してもFBR/FRの経済性、信頼性等の目標が達成できるのだということを確認するということが必要になると考えております。これに必要な期間及び経費は下のところを書いてございますように、約5年で300億円～400億円という経費を見積もっているところでございます。

したがって、11ページ12ページを合わせまして、②の実用化を判断するために必要な研究開発をしていくのだということになった場合には、全体として5年くらいの期間を使ってFACTの研究開発ともんじゅの運転を並行して行って、それらから得られる成果に基づいて実用化が可能かどうか判断していくと、そういった流れになるものと考えております。

続きまして、13ページでございます。③の実用化に向けた研究開発は中止をするけれども、国際協力等の中でのFRの研究開発費は実施をしていくという場合がございます。実施内容のところにありますように、協力国との合意に基づいて分担部分の設計検討等々を行っていくという形になろうかと思っております。一方でFACTについては中止をするということになろうかと思っております。必要な期間、経費でございますが、基本的には国際協力の部分についてはどういう国際協力をしていくのかによって期間及び経費も変わってくるということで、基礎研究として必要な60億円～80億円と見積もっておりますけれども、そ

れに加えて国際協力部分の経費が必要になってくると、そういう立て方になるのかなと考えてございます。

それから、14ページでございます。実用化を中止した場合ということでございますが、もんじゅ及びF a C Tについては研究開発を中止すると、常陽等を用いた基礎基盤研究のみ実施ということです。具体的には実施内容のところにありますように、例えば第4世代原子力システム国際フォーラム等の国際的な枠組みへの参加をしながら、下から2番目にありますように、常陽等を用いた照射試験等を行っていくということになるのかなと考えております。必要な経費、先ほども出てまいりましたけれども、現時点では60～80億、これは実は今行っている基礎基盤研究のレベルを維持した場合という前提になるわけでございますけれども、60～80億円程度かかるかなということで見積もっているところでございます。

最後、15ページでございます。留保の場合ということで念のためつけさせていただいております。留保については一番上四角で囲ってございますけれども、六ヶ所再処理プロジェクト、プルサーマル以外の核燃料サイクルの活動については、三つの政策選択肢のいずれが選択されても決定後直ちにその取組に着手できるよう準備的取組を確実に進めることという整理になってございます。これにしたがって整理した場合ということでございますけれども、まずF a C Tについては凍結をして関連施設の維持管理のみを実施をしていくということになるかと思えます。もんじゅについても凍結をするという考え方もあるわけでございますが、一方で維持管理にかなりお金がかかるということもございますので、仮に状況が許せばということでございますけれども、安全が確保させることを前提に未了部分の試運転等を先行的に実施するかどうかについても検討させていただきたいと考えております。基礎基盤研究は継続をするということで、必要な経費のところに書いてございますが、基礎基盤研究については先ほど出てまいりました60～80億円、F a C Tについては維持管理のみということになりますが、施設の管理に30億円程度かかるものと考えております。もんじゅについては維持管理のみにした場合には年間140億円程度、仮に動かしていいということになった場合でございますけれども、ざっくりと申し上げて160億円程度かかる見込みでございます。一方で当初2年から3年試運転をするときにはもう少しお金がかかるわけでございますけれども、その経費については230億円程度と見積もっているところでございます。

以上がご説明で、参考資料は説明を省略させていただきたいと思いますが、少し追加をさ

せていただいているところがありますのでご紹介だけさせていただきますと、一番最後の3枚でございます。45ページ、6ページ、7ページに先ほど申し上げました経費の関連がございましたので、今までに投入をしてきた研究開発費を整理させていただいております。45ページにありますのがFBRサイクル全体にかかった研究開発費、46ページがそのうちもんじゅの研究開発に投入をしてきた予算、④がFACTの関係の予算の推移ということでご参考までにつけさせていただきますいております。

私からのご説明は以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございます。それではご質問ご意見ありましたらどうぞ。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。検討小委の政策選択肢にのっとってやっていただけてよく整理させていると思うのですが、ここからは検討小委の座長ではなく個人的な質問になるのですが。そもそもの高速増殖炉の意義なのですけれども、ここでも書かれています、後ろのほうにあるのですけれども、ウラン資源の節約が一番大きな目的であるということになっているのですが。実は技術小委で、6ページなのですけれども、当面の施策のところ国産のFBR/FRという言葉が実は残っているのです。というのは今の原子力政策のFBRの位置づけは自主エネルギーとしてのFBRを開発するということがあったと思うのですが、私の個人的な見解なのですけれども、ウランはかなり長期的には資源としては存在するし、自国で自主エネルギーとしてFBRを実用化するまでにはかなりの時間がかかるということで、恐らくこれからのFBRの開発の意義は、むしろ世界的なエネルギー選択肢の一つ、国際公共財として位置づける、こういう考え方が事業仕分けの議論の中でも出てきたと思うのです。

そう考えた場合に、これはあくまでも現在のオプション、ここで書かれている可能性というのは日本の核燃料サイクルの価値を守るための選択肢となっているのですが、そもそも論に戻って申しわけないのですけれども、日本だけのためではないと、世界のエネルギーの資源あるいは廃棄物問題解決のための国際公共財としてFBRの開発を進めるとなった場合に、どういう考え方があるのでしょうか。

これは申しわけないのですが、技術検討小委ではなかなかそういう議論ができなかったのです。技術検討小委はあくまでも我が国の燃料サイクルの位置づけ。ただ国際的な側面は重要であるとは言われていたのですが、やはりこれから考える場合にはそういう考え方が必要ではないかということがまず1点。国産にこだわる理由はあるのでしょうかということですね。

もう一つは、FBRとFRの違いについてももうちょっと説明していただいたほうがいいかと。やはりブリーディング、増殖というのはそもそもウランの資源枯渇に対応するものなのですが、やはり世界の今の状況を見ていると、増殖は恐らく緊急の課題ではない、むしろ世界に使用済燃料がたまり続けることとか廃棄物問題とかの意味で高速炉というのが位置づけられてきているのではないかと、そういう国際的な高速炉の開発の意義の変化というものについても余り検討小委では議論できなかったもので、その点についてもしそうだとするとどう変わるのかということもお聞きしたい。

それから3番目ですが、実は昨年原子力委員会の予算の方針のところでも福島事故対応と安全確保を最大の優先順位と置いて、その他の研究開発は国益を損ねない範囲で行うという趣旨の文章を入れさせていただいているのですが、今回のオプションはあくまでも検討小委のシナリオに基づいてつくっていただいているのですが、福島のことを考えると、果たして優先順位として文科省としてはどう考えておられるのかと。高速増殖炉の位置づけそのものが当然変わってくると。そのときに例えば安全対策で今まで高速炉や燃料サイクルで培ってきた技術というものが福島対応でもあるいは使えないのか、高速炉もそうすけれどもね、あるいはサイクルでもいいのですが、そういうポイントもぜひ教えていただければありがたい。

この三つです。

(生川課長) 3点ご質問いただいたと理解をします。まず1点、国産にこだわる理由は何か。我々特にこだわっているという意識は特段ございません。ただ、メーカーさんとかとお話しさせていただいても、やはり国際協力をするにしても、日本がコアコンピテンスという核となる技術は持っていないとなかなか国際協力だけやろうと思っても難しいところがあるのではないかと指摘はありますので、そういったことを念頭に行っていく必要があるのかなと考えております。

一方で、国際協力は非常に重要であるとは考えておまして、したがって先ほどのご説明では特掲はしなかったのですが、例えば11ページをごらんいただいても、実用化を判断するためにも研究開発をしていくのだという場合でも、実施内容の③のところには国際協力・共同開発の可能性についても検討というふうに書かせていただいております。それ以外12ページのところも、FACTについては、国際協力・共同開発の可能性についても検討というような形で、国際協力についてはしっかりやっていく必要があると認識をしているということをまず申し上げたいと思います。

それから、2点目のFBRとFRの違いということで鈴木代理がおっしゃっているのは技術的な違いではなくて政策上の位置づけの違いということで、これは私の理解は、技術検討小委でも例えば当面の政策課題3、今おっしゃった6ページのところでも、FRの研究開発は実施をすると書いてあるのは、これは廃棄物対策という観点からFR、FBRはやらないにしてもFRの研究開発は将来の廃棄物対策の一環として研究開発を続けるべきではないかとおっしゃっていただいていると我々は理解をしております。そういった意味も含めて、今中でも議論しておりますのは、FRは廃棄物の対策の技術として有効な選択肢の一つとなり得る可能性があるという観点から研究開発をしていく必要があるというふうに認識はしているというところでございます。お答えになっているかどうか。

よろしければ3点目を申し上げますと、福島との関係での優先順位ということですが、とおっしゃっているのは、例えば予算を確保する上でのプライオリティーづけなり何なりということかもしれません。今全体原子力予算についてはかなり厳しい状況ではありますので容易ではないと思っておりますが、福島対応については除染とかあるいは廃止措置のための研究開発重要であると思っておりますので、そこは我々としても非常に高いプライオリティーを置いて予算配分を行ってきているというところでございます。ただ、この政策議論の一環としてFBRの研究開発をしっかりやれということになれば、それに必要な研究開発の予算もしっかりと確保をさせていただきたい。我々そこは責任を持って予算の確保をしていきたいと考えているところでございます。

最後におっしゃったFBR/FRのサイクル技術を福島の対策に使えないかということについては、すみません、ちょっと具体的に思い浮かびませんが、ちょっと具体的に教えていただきながら必要があれば検討させていただきたいと思っております。お答えになっているかどうか。

(鈴木委員長代理) 私が言いたかったのは、国際協力の重要性はもちろんそうなのですが、世界の動向を踏まえた上で当然国際協力で国内でやる必要があるというのはわかるのですが、産業政策的に競争力を高めていくという意味での話とはちょっと違うと思うのです。ここで今私が聞いたかったことは、日本国内だけで例えばFBRを実用化したとしても、ウランがなくなるときは全く意味がないわけですよ。世界中にFBRが導入されなければ意味はないわけですよ。そういう意味で、高速増殖炉とか高速炉の意味というのは、やや時間軸は違うかもしれませんが、ITERと同じような意味で世界的に協力を進めていくようなものでないと、とても一国でこれから、どこの国も一国でやるような

ものではないのではないかとということではないかと思うのですが、その点をちょっとお聞きしたかったのですが。

(生川課長) おっしゃっているとおりだと思います。したがって、鈴木委員長代理も御存じだと思いますが、我々G I Fという先ほど出てまいりました第4世代の原子力国際フォーラムという枠組みで国際的な協力も進めさせてきていただいております。したがって、日本だけでやるというよりは世界の他の開発を行っている国とも協力なり連携をしながら研究開発を進めていくという、そういった姿勢は持っておりますし、それを継続していくということになるのかなと思っております。

(近藤委員長) 私が気になったのは、最初の点については、全量再処理という選択肢を国民に提示するところ、その意味するところはF B Rの実用化を追求し、実用化になったとしたらそれを使うということだと。小委員会の皆さんが知恵を尽くして国民に提示する三つの選択肢の一つとしてそういうと。しかし、実用化を追求するということがイコール一国主義でやるかどうか、そこは必ずしも明確ではない。しかし、みずから手を下さないとはいってない、必ずやりますと言っている。実際、これまでは産業界も電気事業者も投資して実用化を追求していくといっているわけですから、そういう政策パッケージとして選択肢として提示したわけです。で、その投資のレベルがここに書いてある数字。ここには民間の数字は書いていないと思いますけれども、国ですね。民間も投資するというのをたしか言っているわけですね。これから先決めることかもしれませんけれどもね。

しかし、この時点で周囲を見回してみるに、そのところは重要な問題ではないかと認識しています。なんとしても一国主義で決めていくのがいいのかと。それは課題にも一応書いてあるのですが、投資規模をどうするという観点からは非常に重要な意味を持つ課題なのだということをあらためて確認したいと思うのです。

それから、F Rの意義については、例の処分場の面積が減りますという話、たしか絵が出ていましたね。たとえシナリオ何でも面積が半分になるとかという数字もどこかに書いてあったと思うのですが。これをどう扱うか、本当は経済性で評価すべきだと。適地の見つけやすさをお金勘定できるかという問題があるにしろ、説明力があるでしょう。処分場の規模が減ることの経済的意味の評価は入っているのですか。

(生川課長) やってないです。2030年までは。

(近藤委員長) 2030年までには入ってこないからですか。でも、この問題は単に処分場の投資コストが減ることなのか、この狭い日本にたくさんの処分場をつくることはと

でもリニアではなくて、三つつくる場合と六つつくる場合では費用は倍ではなくて3倍になるとか5倍になるということになるかもしれないということ位は指摘するというかクリアにしておく必要があるのではないかなと思ったのですけれども。

(鈴木委員長代理) 後者の点は、これ座長としてなのですからけれども、後者の点は参考データということでJAEAに2100年までの計算をしていただいて、それでFRまでいくと処分場の面積なり潜在特性が減るという数値、それからウランの節約がこれだけ進む、きょうもちょっと入っていますけれども、という数値を出していただいて、それを目に見ながら頭に置きながら2030年までの施策を議論していたということで、今文科省の説明のとおり、原子力比率が下がっていった場合でも、高速炉の研究開発はそういった意味で長期的な意義があると小委の皆さんに確認していただいたということです。

(近藤委員長) 定性的なのですね。

(鈴木委員長代理) 定性的です。そこでコストの計算は残念ながらそこまでは入っていない。

2030年までの量を、使用済燃料を処分したときにどのくらい差が出るかということだけです。

(近藤委員長) わかりました。だから、そういう範囲の整理だということがちゃんと伝わるように、たしか。説明は書いてあるからそれでいいのかもしれないのですけれども、そういう特色があることは本当はもっとクリアにしたほうがいいと思いますが。FRとFBRの違いは何かというところは、私の理解はFRはそういうご利益を積極的に追求することと書いてあるかなと思っていますので。

(鈴木委員長代理) 私の問題提起は、むしろ日本の原子力の伸びを見て高速炉の位置づけをやるという話と、それから世界的にFBRとFRの位置づけも変わっているということについて、だから極端なことを言うと、原子力の規模が継続する場合であったとしても、今のプライオリティーは増殖ではなくて高速炉なのではないですかということについてご質問させていただいたということです。

(近藤委員長) なるほど。そういう意味ですか。わかりました。

何か経産省のほうから。

(吉野課長) 幾つかありますけれども、まず一つ、これまでのもんじゅ、それから今後の高速炉開発に関する事業者のかかわりの部分でございますけれども、これまでのもんじゅの開発に関しましても、電力、電気事業者のほうから一定の資金の拠出であるとか人的貢献がなされているという点がございます。それは実用化に向けての事業者としての貢献という

部分であるかと思っております。

それから、実証炉の建設計画2025年ごろということがもともとあったわけですが、これに関しては建設費にかかる軽水炉相当分の費用は電気事業者が負担をし、それを超えるところの研究開発費の部分は国等が支出をすると、こういう役割分担もしてきたと。これはこれまでの全量再処理の方針のもとでの役割分担をとということだったのですが、今後エネルギーミックス、それから核燃料サイクルの政策選択肢の議論がなされている中であっては、こうした事業者の今後の負担に関しても原子力委員会の場でまたいろいろお話を聞いていただくことが大事だと思っているところでございます。

それから、国際協力の点に関して言えば、日本は現時点では、資料で申しますと44ページ目のところに中国ですとかロシア、インドといったところが非常に積極的にFBRのプロジェクトを進めておられるものが図示されておりますけれども、日本それからフランスといったところは福島の実験を踏まえて、やはり第4世代炉として一層安全な炉をつくっていくところに焦点を置いていくべきだと思っております。かつ日本の場合には地震国であるといったところも考えますと、国際共同研究、国際的な協力のもとで開発を進めていくにしても、日本の求める安全性に沿った固有の技術といったところについては、日本独自の開発も必要なのではないかと思うところでございます。

それから、少し戻りますけれども、福島との関係で申しますと、これは原子力委員会のほうでお示しになられた予算の方針に従いまして、昨年度の予算から高速増殖炉開発それから次世代軽水炉に関する予算はほぼ半減をさせて福島事故対応とそれから軽水炉の安全対策といったものに振り向けておりますが、こうした方針はやはり引き続き継続していくものと考えているところでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ほかの委員の先生方、ご発言の機会がなくて申しわけない。どうぞ。

(秋庭委員) いろいろ思いがたくさんあるのではないかと思います。私が伺いたいと思っていることは、本当に資源のない日本において将来の自国の資源を豊富にするという意味で夢の増殖炉という言葉が昔使われていたことを思い出します。それが今どうなったかということなのですが、相変わらず日本の自給率が高まったかというところでもない。そして、ではそれではウランの需給がどうなのか、将来は心配することはないのかということを考えても、やはりもう一度原点に戻ってFBRの必要性を考えていく必要があるのではないかと、これを常に思っております。

そして、国民のもんじゅに対する期待も非常に大きかったのが、いろんなことがあってようやく14年たって動き出したと思ったら、またアクシデントがあったりしてなかなか動かないのですけれども。今のお話は100%稼働するという想定がなされていますけれども、例えば8ページのところの②のところ、一番国民が知りたいのが果たしてもんじゅ及びその先FBRが実用化できるのかというところだと思います。その突破口となります原型炉のもんじゅが100%出力運転を達成するというのを皆、期待していたと思うのですが、この100%出力運転が果たして達成できるのか、そのところの見通しということをご伺いたいと思います。あとちょっとのことなのかどうか、また、費用も莫大な費用がこうやって書かれております。国民の税金をこれだけ使って本当に実用化を目指して100%出力運転ができるのか、その見通しを伺いたいということがまず一つです。

それから二つ目の、先ほどから国際協力の話が出ておりますが、それで国際協力は具体的に例えばもんじゅにおいてその国際協力をしようという具体的な動きがあるのかどうか、現実にこれから国際協力ということに移れるのかというその実現性についても二つ目にお伺いしたいと思います。

最後に、残念ながらそのFACTについても、フェーズIのところの評価にする寸前のところで3・11が起きたのですが、そのFACTについても評価がどの程度なされようとしていたのかということ、つまり次につなげられる段階にあったのかどうかということ、技術的によくわからない私が大変申しわけないのですけれども、お聞かせ願えればありがたいと思います。

(近藤委員長) では簡単に。

(生川課長) まず、1点目のもんじゅについて100%出力運転ができるのかというご質問でございます。ご指摘のように、今までいろいろナトリウム漏れ事故とか、再開した後も炉内中継装置の落下とかさまざまなトラブルがあってなかなか順調にいけないということについては誠に申しわけないと私どもとしても思っております。

ただ、もしも政策的に運転をしていいということになった暁にはしっかり運転できるようにということで、今基本的にはもんじゅの運転もホールドしておりますけれども、準備とか安全性の確保とかいろんなトラブルを未然に発見するための作業とかそういったことはもろもろやらせていただいております。我々としてはぜひしっかりと100%出力試験を達成できるべく最大限努力したいと思います。機械でございますのでいろんなトラブルは多分発生する可能性は十分あると、これは全くトラブルをなくして100%実施でき

るところまで申し上げることはなかなか難しいと思うのですが、その中でもしっかりとやっていいとおっしゃっていただければ、実現できるように、最大限、文部科学省も含めて努力をしていきたいと考えております。

それから、国際協力の見通し、これももんじゅについてということでございますが、もんじゅについては具体的には大綱策定会議でもフランスの方がおっしゃったように聞いておりますけれども、非常にフランスからある意味熱心なアプローチをいただいております。ぜひもんじゅをフランスとの共同の場として使いたいということでお話をいただいておりますので、そういった意味で仮にもんじゅを使っていいということになった場合に、いろいろな形で国際協力の場として使っていく可能性というのは十分あり得ると我々は思っているという状況でございます。

それから、3点目のF a C Tの評価、凍結をしていると申し上げたところですが、その状況はどうだったのかということですが、補足があれば後でお願いしたい。ざっくり申し上げますと、基本的にはフェーズⅠは予定通り終了できるという段階には至っていたと聞いております。したがって、評価の取りまとめをした上でフェーズⅡに移っていくということを念頭に作業を進めておいた段階であったということで、特段何か問題があったということではなくて、ある意味順調にフェーズⅠの終了を迎えられそうであったという状況であったと認識しております。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) ご説明ありがとうございました。他の委員の先生方もおっしゃったことですが、今の段階でF B RとF Rの開発がなぜ必要かということはもう少し明確になさったほうがいいのではないかという印象を私は持っています。原子力委員会委員としてF B RとF Rの開発をやめろというつもりはありませんけれども、やはり以前のようにエネルギー安全保障だけではF B RやF R、特にF B Rの意義を説明できなくなっているのではないかという印象を持っています。今のウランの需給状況、またシェールガスなどの他の新たなエネルギー資源の可能性も見えてくる中で、F B R／F Rをなぜ開発するのか、これをいろいろなシナリオに対応した上でどうして開発するのかということはいずれもう少し明確になさったほうがいいのではないのでしょうか。その上で二つ質問があります。F a C Tについてなのですが、F a C Tの進め方については3・11前からいろいろと批判もあったと記憶しています。さらに今のような状況に至って、仮に実用化を前提に研究開発を推進するという場合であっても、やはりF a C Tの進め方というのはもう少し見直す必要

があるのでないかと思っていたのですが、資料を見る限りにおいて確かに今はフェーズⅠからフェーズⅡの間、凍結状態にありますけれども、フェーズⅡに入ってから以降の今の状況を見すえた見直しというようなことが出てきておりません。私にはちょっとよくわからないので、フェーズⅡについての見直しあるいは何か今の状況を踏まえての再検討ということがありますたらそれを教えていただきたいというのがまず第1点です。それから、第2点は基礎基盤研究についてです。基礎基盤研究の重要性はよく理解できます。しかしながら、例えば3や4という選択肢をとっても、基礎基盤を続けていくということの意義が私には見えません。なぜかという、2ページにあるのですけれども、基礎基盤研究の説明の最後のほうに、高速増殖炉の研究開発の基盤となる研究開発とあります。3、4というのはそもそもFBRの開発をしないという選択肢をとることなのに、基礎基盤研究の定義づけがこうなっているというのはちょっと私にはわからないので、もちろんこれは私が、FBRとFE開発をやめるべきという意見を持っているというわけではありませんが、もし基礎基盤研究を続けなければならないというのであれば、その意義ということについて明確にしていきたいと思います。以上です。

(近藤委員長) 最初のFACTに関してというかFBRの研究開発の意義云々の話ですが、これまたくどいのですけれども、私どもは選択肢としてこういうものを提示するわけだから、多分そこにそういう問題があることは言っていると思うのですけれども。多分一番重要な視点は、エネルギー技術資源環境が変わる中で引き続き開発する意義があるかという、それは非常に最も基本的な質問だと思うのですけれども。FACTをお願いをしているのは、そういう2050年のエネルギー技術資源環境を踏まえて競争可能なFBR、原子力技術としてのFBRが実現できる、この設計図ならば実現できそうであるかという、それを持ってきてくださいというのはFACTに対する注文なのです。だから、それは当然そういうことを考えた上で、こういうものならば意義がありますという答えを持ってきて、そこで初めてゴーというかさらに研究開発を国としてもしましようということ、あるいはやめるかと決めるという、そういう仕掛けになっていますので当然お考えいただけると思うのですけれども。今答えを持ってこいという途中だから検討中と言われるに相違ないと私は思っていますがね。

(大庭委員) そうだとは思いますが、ちょっと文言上そのようなことが書いておりませんでしたので、私としては原子力委員会委員としてFBRやFRの検討についてこちらから投げていることはよくわかるのですが、やはりこういう資料というものが我々だけで

はなくいろいろな方々の目に触れるということを考えると、そういうことを明確に書いていないとやはり説得力がないのではないかと思うのです。そこで私はあえて委員ですけれども、そのような質問をさせていただきました。

(近藤委員長) ですから、我々がこのレポートをまとめていくときに、何回も申しますが、そこに幾つか課題が書いてありますが、それぞれ非常に思いを込めて課題と書いてあるところがあるに相違ないので、そこは読んだ方に誤解がないように、どこまで注釈を加えるかということは原子力委員会の仕事だと、責任だと申し上げてきたつもりなので、これからだんだん宿題がふえてきて気が重くなってきますけれども、そういうことなのだと私は思っていますけれどもね。そういう理解で引き続き第2ドラフトしてもらえないかと思っていますのですけれども。よろしくをお願いします。

何か絶対言いたいと思うことは、説明者の側でありますか。いいですか。

それでは、尾本委員、どうぞ。

(尾本委員) この資料を見て思ったのは、一体原子力委員会は何を判断するのでしょうかということです。一つはもんじゅについてどういう考えであるかということはいずれははっきりさせる必要があるのですが、当面今ここで我々がやることは、小委の報告の十分でなかったところ、あるいは議論し落としたりしたところ、すなわち高速炉の開発についてどうなのかということについて付加的情報を与えると、こういうことだと思うのです。

その点で幾つか思うところ、個人的な感想だけを申しますと。まず国際公共財、これは言葉としては非常にいいのですが、私はジェネレーション4の開発にある程度関係してきた立場からしますと、非常に悲観的です。なぜならば、今は高速炉の開発というのがいわゆる第4世代炉の中の主流ではあるのですけれども、ITERとは全然違うわけですね。共通のプラントをつくるというものでは全然なくて、しかも世界的に見てタンク型とループ型のある中で世界的に主流は明らかにタンク型であるわけです。しかし、日本はループ型でないと耐震上難しいとこういうことになっています。しかも、世界の高速炉開発の中では今実際に炉をつくってやっていますというのがフランス、ロシア、インド、中国ですね。いずれもループ型を考えているかというところではないわけです。そういうところにいわば国際公共財としてもんじゅと一緒にやっていますというのには非常に無理があるというのが私の見解なのです。これは実際に聞いてみなければわからないところではあるのですが。

既に国際的な共同の作業としてはマイナーアクチナイドを照射するための燃料の開発を常

陽でやり、かつもんじゅでそれを実証していきましょうと、こういうGACIDといたしましたかね、計画が実際に動いているわけで、ある程度のことはもう既に行われているのだけれども、しかし共同開発ということについては余り幻想を抱かないほうがいいのではないかとというのが正直な私の感想です。

それから、もう一つ、世界の流れはFRであるということについて私はちょっと疑問を持っています、これも世界の中で一体ブリーディングレイショをいろいろな国がどう考えているかということ調べた中での私の見解なのですが。要は余剰プルトニウムを持っている国はFR、しかしそうではない国、例えばインドのように将来の炉につなげていくために何とかプルトニウムを生産していきたい国はFBR、というふうに関によって違うわけで、世界全体がまとめた動きをしているというのはちょっと違うのではないかと思います。

それから、先ほどちょっと話がありましたが、処分場の件です。思い起こすに、2000年にジェネレーション4の議論があったときに、一番最初に高速炉主体ではないとだめなのではないかという議論が随分なされて、その背景は第2、第3のヤッカマウンテンをつくることのできるのかという件です。先ほどの議論ありましたが、処分場面積ということに非常に密接に関係している。したがって、これは日本に置き換えれば、また高レベル処分場を第2、第3ということをつくっていくのかどうかということにも少しはかわりがあるということだと思います。

それから、最後に4点目ですが、これは費用負担をどうするかということにつながっていくと思うのです。今までは高速炉、先ほど秋庭さんおっしゃったように、期待があったわけですが、しかし今は高速炉についてはこのウランの需給見通しの中では一種の保険という位置づけだと思うのです。では、その保険金を一体だれが払っていくのか。電力は今化石燃料の負担にあえいで、かつ自由化という今後競争環境が厳しくなっていく中で、将来の保険料を払うというのはより難しくなっていく。そうすると、では長期的なこういう開発というのは国がやろうという構図が恐らく強まっていくのだと思うのです。しかし、これは推定だけであって、実際にこのFACTを扱ってきている五者協議会の意見をちゃんと聞いて、その上で一体だれが負担をしていくのが適切なのか、あるいはその負担というのが適切な額なのか、こういうことを判断すべきだと思っています。

以上、感想ばかりなのですが、このレポートを小委の報告の中に追加するに当たって、こういうことを考えておくべきではないかという点を申し上げたつもりです。

(近藤委員長) 国際協力の総論としては皆さんおっしゃるけれども、具体的な技術面で検討すると必ずしも協力は簡単ではないと思うとおっしゃったという理解なのですけれども。これまた本当かどうか、私はそうでもないと思うこともないわけではないのだけれども、ここは関係者の意見を聞くべきかと思います。

それから、処分場の問題はさっき出ました。これはそういう定量的な検討をしてないというのは事実ですから、これ以上は我々がこれから作業するわけにはいかないので、今はそういう説明を申し上げる以外にないと思っています。

それから、最後の費用負担の問題は、これはさっき鈴木委員も提起したと理解しています。つまり、今の絵は2 A 3 Aでも全量再処理でやって、したがってF B Rの実用化を目指して官民が力を尽くすというそういうシナリオだと思うのですけれども、2 A 3 Aについても本当にそうなのかということ。そこにトレード関係にあるアクティビティとして国際協力というのが出てきたわけだけれども、それをどう評価するかと。

さらにもう一つついでに言ってしまいますと、みずからやって、みずからチェックアンドレビューするというわけだけれども、国際協力入ってきますと、実は自分でスケジュールできないわけですね。ですから、そこも併存のシナリオの中でも国際協力の問題を強調すると、実は5年と書いてあったのでしたか、チェックアンドレビューについて。

(鈴木委員長代理) 5年間。

(近藤委員長) ですから、その5年という範囲内でチェックアンドレビューに必要な情報が手に入るかどうかという問題も実はある。そういう構造の政策選択肢の提示ですということの説明する以上に我々は作業できないと私は思うのですけれども、尾本委員もそういう趣旨で発言されたのかと思うのですけれども。今の点に関して、説明者の側で発言希望があれば伺いますが。

佐賀山部門長。

(佐賀山部門長) 国際協力の点ですが、尾本委員がおっしゃったように、確かにいろいろな状況がかなり国によってずれがあるというのも事実ですから、ですから高速炉または高速増殖炉の技術としてかなり共通点が多いのも事実です、タンク型とループ型です。PWRとBWRの違いほどには差がないということです。ですから、そういう意味での可能性はなくはないと思うのですが、極めてテクニカルに見た場合ですけれども。ただ、先ほどからご指摘のように、利害関係がかなり絡むというのは非常にコマーシャルに近いので、G I Fの場でもいろいろな工夫をしながら協力はしているのですが、本当につくるというよう

なときになるとやはり2国だとか3か国だとか本当に利害関係が合致するところと一緒にやるとか、そういうことになるのだらうと思います。本当に進めようとする。ですから、そういった意味で可能性はあるということはあると思いますので、今後ともそのところの検討は続けて、その見極めをしていく必要があると。

それから、もんじゅに関しては少なくとも照射場として世界的にもものすごく期待されています。特にフランスはフェニックス亡き後に非常に期待しておりますので、これをできるだけ低コストでやっていくのが我々の使命かと思っています。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、この議論はここまでにしたいのですが。

どうぞ。

(鈴木委員長代理) 説明だけちょっとしたほうがいいのかと。一つは、細かい話で申しわけない、高速炉の意義の中に廃棄物処分に有効であるということは明らかに書かれているのですが、一方でその効用については不確実性があるって意見が分かれているという意見も書かれています。したがって、必ずしもF Rを続けることが廃棄物処分にとってプラスかどうかは研究開発してみないとわからないという視点で書かれていますので、そこがまず第1点。それと同時に、そういう廃棄物処分に貢献する技術はほかにもあると、ADSとかですね、そういう技術とも並べて議論すべきである。それから、FBRについてもウラン資源の節約に貢献する技術はほかにもあるということも書かれていまして、残念ながら小委ではそれを議論するところまでいかなかったもので、そこは宿題として残されているとまず言うておきたいと思います。

それから、もう一つ、今度は尾本委員の意見に、これは私個人的な意見ですけれども。保険という位置づけについて私は大賛成であります。保険として考えた場合に、果たして今の研究開発のあり方でいいのかというのが根本的な一つの、実用化を目指すというのは保険ではないわけですから、その位置づけが変わったということであればそれはそうして原子力委員会として書かなければいけないかと思っています。

それから、FBRとFRの位置づけが国によって違うというのはおっしゃるとおりなのですが、私はFBRを位置づけている国々は、インド、ロシア、中国なのですから、インドは明らかに軍事利用を目的としているところもありますので、中国、ロシアについてはちょっと今は違うかもしれませんが、FBRというのはそういう核不拡散上の意味が非常に大きい研究開発なので、プルトニウムが世界にかなりの量があるということを考えま

すと、そういう意味からもFBRの位置づけはもう一度議論すべきであるということも言っておきたいと思います。これも多少小委のところちょっと書かれていますが、余り強調されておりませんでしたので、今述べておきたいと思います。

(近藤委員長) そのあたり、きちんとしておくことは大事ですね。また、先ほど大庭委員から基礎基盤の表現がおかしいではないかというご指摘があった。そこは確かにそうだと思うのですが、他方、今鈴木委員がおっしゃったように、核変換という技術はある意味非常にジェネリックで、全く違う戦略として原子力一般としては非常に重要な技術という認識があって、むしろ科学技術としての開発活動として対象になるかなということ。それは基礎基盤にそういう位置づけで入っているとすれば、それは余りおかしくないと思うのですけれども。FBRと書いてしまうとおかしい、おっしゃることはわかります。

(大庭委員) そうなのです、もちろんこの基礎基盤研究には分離変換の話が入っていたと思いますけれども、そういうような書きぶりになっていなかったのです。

(近藤委員長) それから、保険のことは、選択肢を書くときに保険という概念を使わなかったのが選択だったということではないんですか。あそこでチェックアンドレビューをして決めますと言ってしまうので。併存はある意味、保険的なニュアンスが非常に強いと私は思っているので、実はこれは保険をかけることを考えてのことですと後付けですが言えるかもしれませんね、小委員会ではいろいろなことに不確実性があるということ認識しつつ進めていくということだと、そういう保険的な問題意識を持って議論しておられたように私は理解していますので。しかし、一回チェックアンドレビューをして決めるという整理をしていますので、そういうことを小委員会の先生方に失礼にならないように付言できるかとなると、難しいかも知れませんね。ちょっと作文できるか工夫をお願いしますと。

(鈴木委員長代理) わかりました。

(近藤委員長) それから、一つ大きな問題は、全量再処理路線で実用化路線を追求するというのは五者協が一応コントリビューターになっているということがありますので、私は素直に、これは座長もおっしゃったように2Aとか3Aとかいうシナリオのもとで、引き続き投資していくのですかと。これはもちろんさっきどなたもおっしゃったように、いやいや、これは産業政策論というか産業活動としてこれで将来自分たちが利益を得るためにみずから投資するというのであれば、それは産業政策的に応援するという別の世界もあると思うのだけれども。本当に産業界、2A3Aというのを、今2Aでも一応全量再処理に区

分しているのですね。こっちがそう。

(生川課長) ええ、それはもう全量再処理で整理をかけている。

(近藤委員長) しかし、私どもは将来の絵姿がそうなっても投資を続けることに意義があるという整理をしているのですか。そこは定性的ですね。それに対して産業界はどういう理屈で投資を続けるのですかね。そこについて産業界のご意見を聞くべきでしょうね。尾本委員の提案の趣旨はそういうことでよろしいですか。

(鈴木委員長代理) 検討小委は2030年までなので、残念ながらそれ以降についての2A、3Aというのはあくまでも参考資料としてしか書いてないです。

(近藤委員長) そこで世の中なくなってしまうわけではないのですが、諸般の事情でそうしたのはいいとしても、選択肢はそれ以降も続けると読むわけですね、で、それにそのようにコミットするというのであれば、そのことは確認をする必要がありますね。ということで、もう一度会合をもってお話を伺いましょうか。それをお願いしてよろしいですか。

それでは、きょういただきましたご議論を踏まえまして、あるいは前回から幾つか重要な課題としてしているところについて少し説明を残したほうがいいのかということについて、あるいはこれは今後の非常に重要な課題であるということをご指摘すべきだということについてもご発言をいただきましたので、その辺を踏まえて早速報告書の案を鈴木委員長代理にドラフトしていただく、代理にお願いしていいのか、私がすべきなのかわからないけれども、一緒に作業させていただくということで、前へ進めたいと思います。

そんなことでよろしゅうございますか。

それでは、この議題はこれで終わります。

次の議題でございますが、核不拡散研究会の中間報告書でございます。これにつきましては遠藤先生に前回策定会議の場でご説明いただくべくお願いをしてお出でいただいてもかかわらず、お時間を差し上げることができなくて、大変な失礼を申し上げたところがありますけれども、これは我々の今の報告書にも関係するところがありますので、ぜひ伺いたいと思ひまして、きょうお忙しいところお越しいただきました。遠藤先生、よろしくお願ひいたします。

(遠藤委員) 遠藤でございます。私は原子力委員会に出席するのは非常に久しぶりでございまして、非常に驚いていますのは、カメラが入っているということですね。それから、非常に傍聴の人が多くということにびっくりしております。冗談はさておきまして。

我々の研究会の検討結果というものをご説明したいと思うのですけれども、お配りしてあ

る紙はちょっと横に置きまして、私はこれから3点に絞ってご報告申し上げたいと思います。

一つは、この研究会あるいは研究会における提言というものがどういう経緯でもってこうなったのかということ。2番目は、これが中心なのですけれども、この中身を3点ぐらい、あるいは4点ぐらいに絞ってご報告をしたいということ。次が、それでは今後これどうということにするのだ、今後の課題は何かという点。したがって、その三つの流れに沿ってご説明申し上げたいと思います。

まず最初に、この報告書を作成し、提出するに至りましたその経緯ですけれども、これは実は去年の暮れぐらいだったと思うのですけれども、細野大臣の要請によって、年末だったと思うのですけれども、3時間ぐらい大臣の事務所、議員会館ですけれども、3時間ぐらい原子力のもろもろの話をしたことがあるわけです。そのとき、核燃料サイクルについて、これは今後大変な問題なので、したがってグローバルな観点等々にウェイトを置いて、核燃料サイクルというものをあなたの目でもって見てくれないかと、こういうような要請があったわけです。

そこで私は、私一人というわけにもいきませんから、若干の関係者、有識者と一緒になって核不拡散研究会なる、これ全く思いつきの会の名前ですけれども、つくったわけです。それで、なるべくこのサイクルには利害関係のない人、それからもう一つは国際的な関係で今まで仕事をしてきた人、大体こんなような二つのクライテリアで、私を座長にしまして、それから谷口という、これは前のIAEAの安全担当事務局の次長、それから山地憲治さん。それから3番目は、ここでも確か報告したことがあると思うのですけれども、秋山君、これは一橋大学の先生で、国際政治、安全保障等々が専門であるわけですけれども、その4人をメンバーにしまして会をつくったわけです。

それで、この策定会議及び8月のエネルギー・環境会議ということ念頭に置いて、とりあえずの報告は急がなければいかんということで、2月、3月、4月というのはかなり頻度を上げて、たしか私の記憶ですと1週間に1回ぐらい会議を開いたわけです。会議といってもたった4人プラスアルファぐらいですから、私の事務所の小さな会議室で会議を開いた。依頼者である細野大臣自身の出席率はちょっとよくわかりませんが、六、七割ですかね、六、七割ぐらいオブザーバーとしてその研究会に出席をされていた記憶がございます。いずれにしても、この会合というのは細野大臣のいわゆる私的な研究会であって、それ以上のものでもなければそれ以下のものでもないという性格のものである

わけです。

そういったような検討の結果、一つの案をまとめて、それを5月のたしか25日だったと思いますけれども、細野大臣にこれを提出し、まだこれは字のとおり中間報告書であるわけですけれども、提出し、本日ここで原子力委員会にご報告するのが経緯でございます。

それで、今後の問題としては原子力委員会の策定会議の状況あるいは先ほど申し上げた8月のエネルギー・環境会議等々の決定を踏まえて、最終報告書は来年早々ぐらいいまでにまとめたいと思っているわけです。

以上が経緯でございます。

それから、次に中身なのですけれども、中身はさっき申し上げた3点あるいは4点ぐらいに要約したいと思うのですけれども。まず一つは、核燃料サイクル、つまりフロントエンドからバックエンドにかけての核燃料サイクル自身、特に再処理については特にそうすけれども、この検討が進められているわけですが、我々の立場というのはその核燃料サイクル放棄論でもなければ継続論でもない。つまりそういったような今後どうするかというのは横に置いてというのは変ですけれども、横に置いて、核燃料サイクル自身の検証、あるいは改革ができるのかどうかという、もし問題があれば改革ができるのかどうかという、できる限り客観的、中立的に見たいというわけであって、核燃料サイクルありきとか核燃料サイクルをやめるべしとかいったようなそういういわゆる一定の価値観なり目的を前提としているものではございません。

そこで、今の核燃料サイクルに入りますと、この検討というのはいろいろなところでなされておりますし、ことに小委員会ではなされておるわけですが、どうも私どもの見るところ、コスト、つまり経済性に非常にウェイトがかかっているという。もちろん経済性というのは非常に重要な事項であるわけで、これにウェイトをかけるのはいいのですが、これに非常にウェイトがかかっていると。しかし、核燃料サイクルというのは経済性ももちろん重要だけれども、同時に、ちょっと幾つかを挙げれば、エネルギーの安全保障、それから、環境への負荷問題、あるいは核不拡散、核セキュリティの関係等々の要素が非常に絡まってくるわけなので。したがって、そういう点につきまして、これは原子力委員会のたしか10項目の中にはみんな入っているわけですけれども、そういったような項目についても非常に掘り下げた検討というのがなされて、そしてその結果全体としてやはり核燃料サイクルはいるのだというのならこれは継続論になるわけだし、いや、もういらぬというのだったら、それは放棄論になるわけで。したがって、いずれにしましても、広いあ

るいはグローバルな観点からこの核燃料サイクルを見直すべきであるというのが第1の点であるわけです。

それから、第2の点は、さはさりながら、今までの、これはちょっと発言に角が立つかもわかりませんが、サイクルの中心であるもんじゅにしる六ヶ所村にしる、これはいろいろな理由はもちろんあるし、私もある程度は存じ上げているわけだけども、さはさりながら、結果的に見ればこれはうまくいっていないじゃないかと。将来どうなるかという、それも必ずしもはっきりしていない。これは結果責任だと思うのです、問題は。したがって、こういうような問題、これが一体今後立ち直れる、あるいは軌道に乗せることが可能なかという、それには経営の問題、経営ガバナンスの問題というのは非常にあるのではないかというようなところで、経営ガバナンスの問題にもメスを入れるべきであって、この改革というのは非常に必要なのではないかというのが、これが第2点であるわけです。

第3点は、今までご議論のあった国際貢献というか、私どもむしろ国際化という、国際化という言葉はよくわからないのですけれども、いずれにしても国際化という問題を考えるべきではないか。あるいは国際化というのは日本のためばかりでなくて、世の中自身、ことに核燃料サイクルについては国際化の流れというのは、その要請は強いわけです。例えば2000年代の初めにIAEAが音頭をとって、ことにエルバラダイという前の事務局長が音頭をとって、核燃料サイクルの国際化というものをどうやって検討をすべきかという諮問委員会をつくって、私自身その諮問委員の一人だったわけですがけれども。結局そのときは、核燃料サイクルのうちでもフロントエンドの、つまりウラン濃縮に焦点を絞って議論したわけです。しかし、そのときもバックエンドに関心がなかったというわけではなくて、バックエンドは次にやろうということになったわけです。バックエンドの重要性、国際化の重要性、つまり、なるべく再処理とかあるいは濃縮を制限していこうというのが少なくともIAEAの中心的な思想だったわけですがけれども。それに対してもちろん発展途上国からは平和利用の譲り渡すべからざる権利という、固有の権利ということを主張して、その折り合いはなかなかつけにくいところがあるのですけれども。しかしながら、私がここで言いたかったのは、国際化というのは世界の方向でもあるということです。これは核不拡散という観点から、今後アメリカ自身がこれに関心を向け始めているということです。

例えばこれはこの前たしか3月末のソウルでのセキュリティサミット、このセキュリティ

サミットの間ではないのですけれども、そのときオバマ大統領が韓国のある大学で演説した演説文をごらんになったらわかるように、国際化というものにオバマ大統領自身コミットしているわけなのです。従いまして、国際化というものは世界の流れであると思います。同時に、アジアをとってみても、やはり福島事故以降も、日本は別としまして、アジア全体を見れば原子力の数は、ルネッサンスなんていうわけにはいかんわけですが、徐々にではあっても原子力の拡大という方向が出ているわけです。

そういう中で、やはり使用済燃料なり何なり、つまりフロントエンドのほうはなんとなく今言っているわけですが、バックエンドについてはこれから非常に大きな問題になってくるのではないかと思うわけです。現に韓国なんかはそのとおりなのですね。

したがって、日本のサイクルというものについて国際化というのが可能だろうか。可能とすればどういうことなら可能かというようなことを考えるべきではないか。しかし、現在の日本の六ヶ所とかもんじゅではあんなものは国際化にならないわけですね、ご承知のとおり。したがって、まず足もとを固めて、その固めることにうまくいけば、それを踏まえて国際化というのがあるかどうかが、あり得るとすればどういうシナリオがあり得るのかと、こういうことを考えるべきだと、こういうわけです。

それから最後に、これ繰り返になりますけれども、いつまでも検証、改革などと叫んでいてもきりがないと。したがって、今後3年間のうちに根本的な見直しと改革を考えろ。もし3年たってもだめなら、そのときは考え直すべきだと、こういう提言であるわけです。

以上が概要なのです。

では、次にどうするかということでございますけれども、これは今後の政府全体の動きを見ながら、この今までの総論的なことを各論に移し替えていくということが必要なもので、それを努力してまいりたいと思っているわけです。本当に最後に、今お話ししたとおり、日米原子力協定との関係というのは何も言ってないではないかということなのです。それはまさに言ってないのです。

なぜ日米原子力協定に我々の中間報告書が触れなかったかという理由をちょっとご説明します。一つの理由は、やはり日本自身の核燃料サイクルの、つまり日米原子力協定というのは読んだらわかるように、あれはサイクル協定ですね。いろいろなことありますけれども、中心はサイクル協定。したがって、そのサイクルについての日本の立場がはっきりしないときに、日米原子力協定をどう出そうなんていうのはちょっと早すぎるのではないかと

と。したがって、とにかくそれはサイクルについての日本の立場を固めてから日米原子力協定に取りかかるべきであるというのが一つ。

それから、もう一つは、日米原子力協定は有効期限が切れるのは2018年の7月なのですね。したがって、数年あるわけですがけれども、特に相手がアメリカの場合、ことし大統領選挙がある。どちらが勝とうと、仮に現政権が勝っても、要するに行政府等々、アメリカの政治体制が落ち着くのは来年の夏以降であって、したがって時間も若干ある、というようなことが二つ目。

三つ目は、韓国なのですけれども、米韓の原子力協定について今盛んに交渉を始めているわけです。米韓原子力協定というのはどんな協定かということ、一言で言えば、1968年の日米原子力協定とほぼ中身が一緒なのです。それを韓国は何とかして変えようとしている。つまり、日本がやっていたように、米国から再処理について包括事前同意を獲得しようとしているのです。もう一つは、現に使用済燃料が満杯になりかかっている非常に困っている。こういうようなこともあり変えようとしているのですけれども、なかなか交渉が難しい。有効期限は2014年です。我々としてはそれをもうちょっと横目で見ながら、横目なのですけれども、横目で見るということも必要なのではないかと。

こういうことから、私は日米原子力協定と我々のサイクルをどうするかということについては、最終報告書で私は触れたいと思うのですけれども、そういう不確定要因が多いので、今回のとりあえずの総論的な報告書にはあえて触れなかったわけです。

以上が大体概要でございまして、ぜひこういうことを前向きにご検討いただければありがたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

重要な観点、特に事業のガバナンスの問題、それから国際化というか国際関係をどういう事業に織り込んでいくのかということについての問題提起は、技術小委でもその視点、国際的な視点というのは非常に重要であるということとはしか指摘されていると思いますが、改めて大事なことだと思いました。

委員のほうで何かご質問、ご意見、感想などあれば。鈴木委員長代理から、どうぞ。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。小委のほうの報告の中でも今委員長からありましたように、国際的課題が非常に重要であるというご指摘が皆さんからありまして、ただ中身については、一回先ほどお話あった秋山先生とか久野先生に来ていただいて議論させ

ていただいたのですが、報告書の中には重要であるということで終わってしまったということで、きょうのご提案は大変ありがたいと思います。

1点だけちょっと、経済性にウエイトがかかりすぎていたのではないかとのご指摘なのですが、これは検討小委の座長としては、七つの評価軸を使ってまさにやったということで、必ずしもそうではないと認識しております。ただ一方で、ここでも書かれていますが、ここからは個人的意見ですが、今までどちらかという経済性の数値は出るのだけれども、高くてもほかの意義が大事だということで核燃料サイクルをむしろ進めてきたと考えておりました、今回の研究会の中でももんじゅや六ヶ所に莫大な費用がかかって国民負担がかかっているという記述がありますが、そういうことを先ほど検証すべきだということは、やはりそこら辺は重要なポイントとして指摘されたのではないかなと私としては理解しております。ましてや、3・11以降、優先順位が変わるということもありまして、国民負担をできるだけ減らすということは重要なクライテリアになるべきではないかと私は考えています。

質問なのですが、幾つかあるのですが、まず第一に検証の意味ですけれども、具体的なお話を伺いたいのですが。どういう形でどういう機関で、あるいは何を検証するかというときに、例えば技術小委のほうでは活動継続留保というのと凍結留保というのがありまして議論させていただいたのですが、ここで言う検証はどちらなのでしょう。とりあえず燃料サイクルの活動は継続しつつ検証するという意味でとらえていいのでしょうか。

それから、今3年という時期の説明をしていただいたのですが、その3年間で技術検討小委の議論の中から言わせていただくと、一体何を一番焦点として検証されようとしているのか。私の個人的な解釈は、ガバナンス改革が一番大きいと読めるのですが、それはむしろ国内の問題であって、本来の細野大臣からの要請であるグローバルな視点での核燃料サイクルの検証という意味では何が一番大きなポイントになるのかなということをお聞きしたい。国際化という言葉が出てくるのですけれども、国際化のためのガバナンス改革の話なのか、国内でまずガバナンス改革をして、それから国際化の検討をしようとしているのか、ちょっとそこら辺がはっきりしなかったことで、それをお聞きしたい。

それから、あともう1点だけ。一国主義からの脱却というのがタイトルにも入っていますが、報告書全体にも割と一貫して書かれていると思うのですが、これは先ほどのFBRの議論のところにもつながるのであるけれども、核燃料サイクルを進めるということは日本だ

けのためではなくて、国際的な視点で考えるべきであって、今後進める場合には国際的な枠組みの中でやるべきだという趣旨の一国主義からの脱却ということなのではないでしょうか。その話が、ずっと中身を読んでいますと必ずしもそうではなくて、自国のやはり権利というものは守るべきであって、それを実行していく上で国際的な視点が必要であるという趣旨に解釈したのですけれども、それだと一国主義からの脱却というのとはちょっと違うのではないかと思います。この点だけお願いします。

(遠藤委員) 委員長代理のご質問は非常に難しく、うまく答えられるかどうか。まず、3カ年一緒に頑張れという、何で3カ年が出てきたかという、これは正直申し上げて合理的というか理屈の問題では必ずしもなくて、5年では長すぎるし、1年では短いし、真ん中として3年ぐらいかなという感じの3年であるわけです。

そこで、その間何が大事なのか。やはりガバナンスというものはとにかく方向はすぐにも、1年以内にでも出せと、ガバナンスの方向ですね。したがって、ガバナンスというのは非常に重要な要素であるのですが、あわせてほかの、つまり国際化というような全部ができてから国際化の議論をするのか、あるいはそうでないのかと。今のような状況で国際化なんてできるとは私は思っていないわけです。だれがあんな六ヶ所なりもんじゅのところに来ますか、国際化で。それはしたがって足もとを固めなきゃいかんと。しかし、足もとを固めてから国際化なんて言っていたらこれは到底できるものじゃない。国際化をやろうと思ったって、日本がそう思ったってこれはほかの国の関係があるわけだし、例えばアメリカの関係が非常に強い、I A E Aも関係してくるかもわからない。それから、ほかの国も関係してくる、パートナーとなるべき国。したがって、そういう国の意向を考慮しつつの国際化ですから、私はやはり幾つかシナリオを、あり得るようなシナリオを書き上げて、したがって、ガバナンスの改革と同時並行的に国際化の議論は進めていかなきゃいかんと思っています。

それから、検証をではだれがするのだというのは非常に難しい点であって、これは我々委員会の4人で例えばガバナンスなんていうのはもろに手をつけられるとは思っていないわけです。つまり、だれも我々4人の中に経営なんてやったことがある人間はいないわけですから。したがって、これはどう進めたらいいのかというのを検討していきたいと思っています。

それから最後が、これ非常に論理的に難しいのですが、一国主義からの脱却。これはやはり私はただ日本のためであると同時に、やはり世界へ、あるいは少なくともアジアでもい

いのですけれども、ニーズに応えるものでなければいかんと思うのです。その意味での一  
国主義からの脱却であって、これが日本のために国際化をやるという、もちろん日本のた  
めではあるのだけれども、合わせてそれが世界のため、この両者が両立しなければ国際化  
というのは進まないと思うのです。

必ずしもお答えになっていないのですけれども、以上です。

(鈴木委員長代理) 実は小委の中でもそこはちょっと議論があって、両論併記に今なっている  
のですが、日本が核燃料サイクルを保有することが国際貢献にとって重要であると、その  
特別な地位をむしろ使って国際貢献すべきだという考え方と、それはむしろ逆で、日本が  
持っていることは核不拡散にとっては負の影響が大きいと、したがって国際的な枠組みで  
考えていくべきだというこの二つが両論併記で書かれているのですね、今。その点はいか  
がでしょうか。

(遠藤委員) 私はその二つは対立する概念では必ずしもなくて、アウヘーベン（止揚）できる  
概念だと思うのですね。そうしなければいかんと思うのですよ。

(鈴木委員長代理) ここが一番つらいところで、このペーパーがどちらをねらっているのが  
よくわからないということだったのです。

(遠藤委員) 両者の。

(鈴木委員長代理) 両者。はい、わかりました。

(近藤委員長) では、秋庭委員。

(秋庭委員) 今のところが本当によくわからないというのが実感です。ご説明いただきまして  
ありがとうございます。この中にもいかなる原子力の取組も国民と国際社会双方からの  
信頼がなければならないという言葉が書かれておりましたので、このことが今の鈴木委員  
長代理に対するお答えの最後のところと結びついているのではないかと思います。しかし、  
では具体的にどうなのかというところが大変申しわけありませんが、私にはちょっと理解  
できないので、いずれまたご説明していただけるとありがたいと思っております。

そういうわけで、まず理解できたことは、このガバナンス改革が重要であり、そして人  
材・技術基盤のあり方についてもしっかりと徹底的に検証して改革していかなければいけ  
ないということです。これは私ども原子力委員会も人材・技術基盤が重要であるというこ  
とを申し上げており、大綱でもそのところを検討しておりましたので同意できるところ  
です。私がお伺いしたいと思っていることは、核燃料供給保証のところでは、このこと  
については国際的な取組が既にいろいろと枠組みがつくられ検討されていますが、現在の日

本のこのような状況の中で、サイクルの今後も小委で今いろいろ検討されていますが、その中にもあってもやはり核燃料供給保証ということをやったり考えていかねばならないのか、そのところをどう考えたらいいのかということが私にとってはちょっと明確ではありません。

特に8ページの（イ）のバックエンドでの国際連携・研究開発という項目がありますが、中間貯蔵、再処理、高速炉、地層処分などのバックエンドに関する国際的な連携体制の構築や政策ディスカッションに主体的に関与するとともに書いてありますが、この日本が主体的にこのようなことに関与するというのはどういうことを考えていらっしゃるのか、その背景とともに少し教えていただければありがたいと思っています。

最後に、この中間取りまとめの最後のところに信頼回復に向けてというところがあります。国際化ということはやはりその信頼回復に結びつくとお考えではないかと思っていますが、ここも政府と事業者が信頼を得る唯一の道であると思っていられる何かこの大きな理由のようなことを教えていただけると、今後国際化とサイクルの検討ということがあわせて私たちも考えやすいのではないかと思います。

よろしく申し上げます。

（遠藤委員）2番目の濃縮とバックエンド、二つが典型的なサイクルの事業だと思うのですが、濃縮についてはさっき申し上げたエルバラダイ委員会をはじめとして、結局二つのスキームが今でき上がっているわけですね。一つはIAEAの濃縮ウランの銀行ができたこと。それからもう一つは、これはロシアがアンガルスクでもって濃縮ウラン供給体制をつくっていると、二つあるわけですね。こういったような議論が当時濃縮についてなされたときに、実は日本はその国際的な検討に入りたいと思ったのです。ところが、日本は検討会に絶対入れてくれなかった。なぜ入れてくれなかったかという理由は、日本は濃縮能力がないではないかと。したがって、それに対して我々は、いや、濃縮能力は確かに今はないけれども、潜在的にはあるのだと、したがって潜在能力を買って日本も検討グループに入れろと言ったのですけれども、それでも日本は、そうだったら潜在なんて言ったらだれでも潜在と言えると、だからだめだということで、結局日本はかやの外に置かれた嫌な記憶があるのです。これは2000年の初めぐらいなのですからけれども。

他方、今ウラン濃縮については国際市場も比較的落ち着いていて、さほど問題が起こるようなバンクが出動するような状況はないのですけれども、将来どうなるかわからないです。したがって、そういったときに日本はやはりこれ例えばお金を準備しておいて、仮に値段

が上がったときに、その金でもって世界のマーケットから濃縮ウランを調達して、それを困っている、例えばアジアの国にそれを流すというような構想だってあり得るのではないか。したがって、自分の濃縮能力が完全に整わなくても、資金的に協力できるのではないかなと思ったりするわけです。そういうことも考えているわけです、実は。

(近藤委員長) それでは、大庭委員。

(大庭委員) きょうはご説明ありがとうございました。

最初に、一国主義からの脱却、また国際化という議論をなさっているのですけれども、そもそもその背景となっている国際情勢や今の国際社会についてのこの研究会における基本的認識について、その辺をお伺いしたいと思います。

というのは、国際社会の中では対立と協調の両方の要素が混ざっているという状況があります。すなわち、現在の国際社会では個別的利益ということを追求する方向性と、公共的利益を追求するという方向性の両方があると。これはゼロサムを目指す、あるいはノンゼロサムの利益を目指すというベクトルが混ざっている状況という意味でもあります。しかしながら、やはり今の国際社会は、ゼロサムゲームの要素が非常に強いといわざるをえない。すなわち、個別的利益を各国が国家主権ということを前提にして追及するということが非常に強い、けれども、中に実は協調の萌芽が見られると見るのが、多分バランスのとれた見方であろうと思います。

そうすると、特にエネルギーや原子力の部分はどうなっているのかと言いますと、正直なところ国家主権にこだわりの強い途上国や新興国がより関心を寄せている分野で、さらに先進国の中でもフランスであるとかいわゆる自国の主権的権利を強く主張する傾向のある国が今まで深くかかわってきています。このような状況は今後も余り短期間には変わらないだろうと思うのです。

そういう中で日本だけが一国主義からの脱却であるとかあるいは国際化ということを語る時、もちろんそういう発想が必要ではないと言っているわけではないのですけれども、このような厳しい国際情勢の中で、日本はどうすべきなのかということについてはどのような議論があったのかなと思います。この報告で打ち出されている事柄は、日本の持ち出しの話が多い気が私はするのです。持ち出しという言い方はちょっと卑しいのかもしれないのですけれども、一国主義からの脱却という議論がそういう非常に厳しい国際情勢のもとでどういう結果をもたらすかということについてどこまで議論されたのかということをお伺いしたいというのがまず1点です。

それから、第2点は、この事業推進体制の見直しのところなのですが。本音はというか、結局国策民営の見直しをして、国がもっと関与しろというそういう意味なのでしょうか。そうではなくて、これはただ単に議論を喚起しているのものであるということなのかもしれませんけれども、わざわざ下線を引いた部分で、これは6ページになりますが、国が主体的に議論をリードして云々とあります。日本原燃やJAEAが進めてきた核燃料サイクル事業推進体制にメスを入れろという箇所です。JAEAはちょっと違いますけれども、日本原燃は民間企業で、今のところ日本は再処理にしても原発の商業利用にしても民間が主体でやってきている、その体制を見直せということの意義、真意は何なののでしょうか。これらの2点についてよろしくお願ひします。

(遠藤委員) 2番目から、私の全く個人的な意見で、これから議論すべきことだろうと思うのですけれども。例えば六ヶ所工場をとったときに、これは私どもみたいな半素人みたいな目から見たときに、本当にうまくいっていると思われませんか。つまり、非常に簡単に見ても、重役陣というか経営陣はしょっちゅう代わっている。つまり、この会社に一生を捧げるなんていうふうになってないではないですか。今までは確かにあれは民間の企業であった。国策であるにしても民間の企業。ところが、その民間の企業の最大の東京電力に対しては国の資金が投入される。もはや必ずしも民間とは言えない。果たしてそういう状況で六ヶ所を運営できるのだろうか。例えばですね。

それから、六ヶ所の日本原燃に聞けば、例えばプロパーの人が育ってきていると、確かに人数的には育ってきているわけです。しかし、重役陣にだれかいるかということそれはいい。重役陣は本当に二、三年で交代。従業員というか出向していく人も二、三年で交代。もうちょっと真面目になって鉢巻を絞めて取り組むべきだという感じです。

それはJAEAについても同じです、これは。完全な民間だったらこんなものとてももうやっていけないのではないかと思うのです。私はそこら辺を本当に一からやはりガバナンスの改革、冒頭で申し上げたように、経営の経験なんて全くないわけですがけれども、やはり何かおかしいのではないかと思うわけなのです。

それから、国際情勢の認識については大庭委員と私は全く同じです。結局日本が持ち出しだけではだめなので、お互いに得をするようなウィンウィンゲームでなければだめだと。ところが、発展途上国、少なくともアジアを見た場合に、これから原子力はふえてくると思うのです。そうなってくると、今フロントエンドは比較的うまくいっているものの、バックエンドは例えばもうベトナムについてももはや日本と原子力協定を結ぶときからバツ

クエンドについては使用済燃料についてはよろしくという、協力してくれということ言われている。それから韓国も非常に現実に困っていると。それから、恐らくは私はやがてマレーシア等々の国が原子力発電の導入に踏み切ってくるのではないかと思います。ここでもってバックエンドをどうするのかと。

これはバックエンドというのはある意味ですぐに核拡散と絡んでくるような問題であって、私はやはり日本のためでもあるのだけれども、やはり世界の核不拡散あるいは核セキュリティのためにも何らかの国際的なスキームがいるのではないかと思います。それから、さっき冒頭で申し上げた、I A E Aの大きな流れも私はその方向だろうと思うのです。(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 時間も少ないようですから簡潔に。おっしゃっていることは日本の原子力の一般論として同意できるところが幾つかあります。例えば日本の原子力の利用がグローバルスタンダードからやや解離してきたという問題とか、それから3S体制がコンプレックスであるとか、それから日本原燃のガバナンスという点でコストアップに結果的につながってきている、こういったところというのはご指摘のとおりだと思うのです。しかし、このレポートのおっしゃっているところは、基本的には二つ。一つは検証せよと。これには検証は要りませんというわけにはいかないところでしょうから、これは反論できないところでしょう。二つ目は、しかしでは具体的にどうするのですかという、いや、それは最終報告だと、こうなると、特段私としては言うことはないのですが。ここで必ずしも答えを求めませんが、こういうことを最終報告の中で入れていただければありがたいと思う点が三つあります。

一つは、再処理も濃縮も日本の事業が市場の中でコンペティティブではありません。これをどうやって国際化するのですかというのが第1点。

それから、2番目にガバナンス、これは非常に心地よい言葉で皆さんそういうことをおっしゃるわけです。しかし、どのような条件であれば合格点が得られるのか、合格基準というのはやはり明確にすべきだと思うのです。

それから、3番目は3年間のwait and seeということかと思うのですが、3年間の検証期間ですか。私の誤解かもしれませんが、その検証期間というのはつまりウェイトアンドシーなのか。つまり、事業をwaitせよということなのか否かによって非常に事業者にとってもインパクトも違ってくると思うのです。その点はどうなのでしょうかと。これは多分3番目の点は早いうちに明らかにしておく、あるいは私が誤解しているか

もしも、早いうちに明らかにしておく必要があるのではないかと思います。

以上です。

(遠藤委員) 今のあれで1、2はちょっと別にしまして、3番目はwait and seeではないわけです。これは1年間あるいは3年間の過程において改革をやりながらということ、ですからwaitではないのですね。ですから、留保とは違うわけです。

(近藤委員長) あとはいいですか。

それでは、大分時間が過ぎましたので、ありがとうございました。

私からは余りもう、繰り返しになるから質問しません。ただ、大庭委員の質問に関連するのですけれども、あるいは鈴木委員の質問にも関係する、つまり経済性云々と言いつつ、しかし外部性について非常に高く評価するがゆえに日本のエネルギーセキュリティとかそういう観点から高コストの仕組みを我々は容認してきたという、そういうのは私は普通の評価だと思うのですけれどもね、尾本委員が言われたようなことについても。

問題は、今後の日本社会における原子力というのがそういう規模も減ってくる等々の中で、電気事業というのがその外部性の担い手たるべきなのかという問題があるのです。電気事業は本来安く電気をつくれればいいのであって、エネルギーセキュリティだとか、それから機微な国際技術の保有者として日本国民の公益に寄与すると、そういう責任を負う必要があるのかどうか、負わせるべきなのか。電気料金の納入者がそういうことで電気事業者頑張ると本当に言っているのと、そういう問題があるのだと思うのです。そこを余り議論しないで、国策民営だから電気事業、原子力頑張るということでやってきたのだけれども、本当はそこを因数分解して、そこは国が国民の感じるべき国益は税金でやるべきなのであって、電気料金でやるべきではないという、そういう整理も当然あるのだと。今電力システム改革の議論が始められていると承知していますが、恐らく中間まとめの紙などを見ますと、そういう開かれた意思決定とかさまざまな用語は使っていますが、そこで挙げられている念頭にあるイシューはそういう問題もあるのかなと思っております。

ですから、そこをガバナンスの整理をするにいたしましても、そういうことの区分けをした上で、だれがどの問題のオーナーになるかという、そのオーナーシップの問題を議論することがとても大事ではないかと思っております。

(遠藤委員) そのとおりですね。

(近藤委員長) それでは、大変貴重な研究成果をご披露いただきまして、ありがとうございました。中間報告ということでございますので、引き続き検討されるということでござい

すので、ぜひ有益な成果をまとめられることを期待し、お願いしたいと思います。

きょうはどうもありがとうございました。

(遠藤委員) 失礼します。

(近藤委員長) それでは、3番目の議題にまいります。3番目の議題は新大綱策定会議の見直しについてでございますが、これについてはちょっと私のほうから少しお話しいたします。

繰り返しになりますけれども、技術検討小委の会議資料作成・準備において、情報やデータの収集のために利害関係者を含む事務局会合を設置して運営をしてきたと。これについて、小委員会の皆さんには資料作成作業にかれらの手助けを求めるのは当然のこととして理解されるかと思ったのですが、それにしても作成したもとのことについてクレジットも書いてないのですから、いいわけに成りません。こうしたことについて事務局行動規範をきちっとしなければならなかった。鈴木座長が大変透明性を重視した小委員会運営をされていたことに感心していて、資料準備作業における規律を私が注意することができなかったことで、不信感を招いたこと、委員長として大変申しわけないと反省をしています。

先日の策定会議でこのことに関連して、検証とか事務の取扱いとか事務体制、会議の見直し等についてお約束しましたので、現在それについて既に着手しているところでございますので、まずはそれについて状況報告して、また幾つかの点についてご相談したいと思います。

まず最初に、一連の勉強会の資料を公開してこのことに関する検証に供するとともに、細野大臣に検証作業をお願いしたということがございます。これについては副大臣を長とする検証チームが発足したと伺っておりますが、これについては事務局から何か追加してご説明があれば伺いますけれども、資料は何かありますか。

(中村参事官) 特にありません。

(近藤委員長) では、そういう理解でよろしゅうございますね。

それでは、これはそういうことで進めているということでございます。

それから、二つ目が、原子力委員会の事務体制のあり方や情報管理のあり方ということでございますが、これにつきましてはお手元にこれは資料があるのかな、資料3-1と3-2というのを配ってございます。これはちょっといろいろ歩きながら考えているところがありまして、まだ案であるので、きょうは皆さんのご意見をいただいて決めるようにしたいと思います。それからもう一つは、その検証の結果を踏まえて改善されるべきものであ

るということで、トータルとして暫定版ということになるのかと、暫定的なルールということになるのかということで。表題には暫定版というような書き方をしていますが、こんなものをまとめているということでございます。これについては事務的に簡単に紹介していただいて、ご意見を今いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

(中村参事官) それでは、資料3-1と3-2をご説明したいと思います。今ご説明がありましたように、暫定版ということで、これから先生方にご議論をいただくものでございます。

内容としましては、3-1が会議資料を作成・準備する際の情報管理についてでございます。3-2が事務体制についての当面の方針になっております。

3-1でございますけれども、本来は検証結果を踏まえて見直しを行うべきものでございますが、それまでの間の当面の方針として6項目挙げているものでございます。

①でございます。原子力委員会の会議資料の作成・準備は、会議の議長の指示、それから許可の範囲内で行うこととして、事務担当者における会議資料の作成・準備に関する具体的な作業は内閣府の常勤職員の下で行うこととする。

②、策定途中の会議資料は、原則として、関係行政機関及び当該会議の構成員以外に対しては提供、開示をしない。ただ、そうは言いますが、会議資料の作成に必要な情報またはデータを得るためには、作成途中の会議資料案の一部あるいはそれに含まれる情報等を外部に提供することがあるであろう、このような場合には当該資料、情報等が記載された文書を後日必要に応じて一般に公開できるように確実に管理をすることとしようということにしています。

それから、④でございますけれども、同じように外部から情報等を収集するため、あるいは知り得た情報等の内容を確認するために、電話または電子メール等を利用する場合、もしくは情報等の提供者と会合を持つ場合には、その内容のメモを作成することにしようということにしております。

それから、⑤でございます。③または④に該当する場合が発生したときには、その経緯を会議に報告するというようにしてはどうかと考えてございます。

⑥でございますけれども、事務担当は会議において次回以降の会議資料の作成に必要な情報等について発言しまして、その中で必要に応じて会議の構成員に対して情報の収集に関する助言や協力を求めることにしてはどうかという内容のものでございます。

次に、3-2でございますけれども、現在の原子力委員会の事務体制におきまして、専門知識を有する外部組織の者に対して、利害関係を有するという理由のみで出向者として受

け入れることを完全に否定することは委員会の活動を著しく停滞させます。このため、原子力委員会の公正な運営に疑念を抱くことがないように、出向者の業務範囲の見直し、それから行動規範、それから違反した場合の取扱い、このようなものを明確に定めまして、遵守の制約を求める制度を速やかに整備する必要があると考えているところでございますけれども、最終的には検証結果を待つということになります。ただ、その結果を待つことなく、当面以下の措置を講じてはどうかというものでございます。

一つは、出向者に対して出向元のための活動を行ってはならないことを再確認する。②といたしましては、会議資料の作成・準備にあたって、先ほどご説明いたしました資料第3-1号であります暫定版にのっとるものとする。③としまして、現時点における電力会社からの出向については6月中に解消するものとする。④といたしましては、職員の補充が必要となる場合には公募等による採用を検討するということを案として考えてみたところでございます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

では、この二つについてご意見をいただけたらと思いますが。どうぞ、鈴木委員から。  
(鈴木委員長代理) 改めてまた今回の件でご迷惑をかけて申し訳ないと思っています。自分がやってきた仕事、この検討小委の議論の過程とか資料作成の過程を考えてみますと、この情報管理のルールというのは合理的と思いつつ、現実にはどこで線を引くかというのは大変難しい問題がいっぱいあると思います。事務局としては次の会議を効率よく、できるだけ質のいいものにするために、当然中で何回も会合を開き資料をつくっているわけですが、そのときに原則全部残すということに当然、これを見ているとそう書かれているわけですね、基本的には。それから、その中で特に外部の機関に情報提供するときとかもらう場合にはちゃんと記録を残すとそういう説明になっているのですが。何と言ったらいいかな、なかなか難しいことがいっぱいあって、例えば電話も入っていますけれども、現実には私自身が個人的に委員の先生と電話でかなりのコミュニケーションをとったりとか、これは会議の準備のために必要な作業としてやっているわけですが、そういう話と、それが資料として果たしてどういう価値を持つのかというのはなかなか難しいところがあります。実際の運営でやってみるしかないと思うのですが、なかなか難しいところがいっぱいあるかなと。

実際に例えば私の部屋で少人数の会議の資料作成を何回もやっているわけですが、それと

明らかに今回問題になった外部の人たちを交えた会議というのは違うということに線は引けると思うのですが、外部の人とのコミュニケーションは個別にも事務局ではかなりやっているわけですね。その辺の区別をどうするかというのが難しいというのが第1点です。

それから、第2点は、これはいつの時点で開示するかということなのですが、今回秘密会議と呼ばれて陰で何かやっていたのではないかという疑惑を呼んでしまったということなのですが、表の公式の場でしっかり議論をするということが一番大事であって、そのための資料をつくる作業というのは、途中でそれが公開されてしまうと非常に混乱を招くことも事実なわけですね。だから、ここに書かれているように、後で会議が全部終わって、その過程が見えるようにするということが、非公開でいろいろ準備をすることはこれは認められていると解釈しているわけです。ただ、そこも疑われないようにするにはどうしたらいいかというところは非常に難しい。

そもそもそうなってくると、今度は事務局体制そのもののやはり改革をしなければいけない。要するにもともと原子力委員会というのは推進のための機関であったけれども、今回どうも独立、公正とはどこにも書かれていないのですが、そういう推進ではない、ある意味では審議機関としての位置づけの事務局と、今までの推進のための事務局というのとは多分事務局の設定が違ってくる可能性があるということで、そこも考えなければいけない。

それから最後に、原子力委員同志のコミュニケーションもこれからは非常に重要になってくると思うのですが、そこも、これは事務局の中の話ですけれども、実は我々原子力委員同志のいろいろな議論、これは資料作成のために非常に重要なわけですけれども、これは記録に残っていないことが多いわけですね。これもどうするかということも今後考えなければいけない。

ということで、私はこの問題は非常に日本の審議会の会議、資料作成のプロセスをどう考えるかという根本的な問題につながると思いますので、ぜひ、我々としては考えていくわけですが、行政システムの根本にはつながるという意味で、専門家の方にぜひこの点についていろいろご意見を伺いつつ改革していきたいと。

短期的には実は新しく原子力規制委員会ができるわけですが、そのときの事務局体制の問題ともつながってくると思いますので、なるべく早く我々の今回の教訓をなるべく早く生かして、改革していかなければいけないと考えています。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

秋庭委員。

(秋庭委員) 本当に難しい問題だと思っておりますが、改めて考えると、今代理がおっしゃったように、どこで線引きをするのかということはとても難しいということをつくづく思っています。そして、具体的なところで申し上げれば、今つくっています暫定版の案について会議と書いておりますが、会議資料、会議とは何を指すのかということで、今代理がおっしゃったように内々の打ち合わせも含むのか、これは外部の人を交えた会議と考えていいわけですね。

(近藤委員長) 原子力委員会の会議。

(秋庭委員) 原子力委員会が外部の人を交えた会議のときですね。では、原子力委員同士とかあるいは事務局内での会議はそれにあてはまらないとは言えない今状況にあるので、その線引きが本当に難しいと思っております。

それで、事務局体制についても、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、推進のための事務局なのか、あるいは全く中立な事務局ということを経後変えるのかということによっても変わってきます。さらに、事務局の人数やそれから予算というものもこれと並行して考えられないと何もできない事務局体制では会議はできないわけですから、問題が多いということばかりが頭にきて、すみません、個別な具体的な案が申し上げられなくて申しわけなく思っています。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) この案について基本的に疑義はありません。個別の線引き等の難しい問題については、すべて今鈴木委員が列挙なさったと思います。要は、透明性の確保ということはどうするのかという話と、業務の効率的かつ効果的な遂行という、この二つに事柄についてどうバランスをとるかという非常に難しい問題を我々は解かなければいけないのだろうと解しています。

特に原子力行政に関しては、専門家や現場の知識を持っている者の知見を生かさないうで進めるということは難しいと私は思いますので、そのことを踏まえつつ、かつ透明性の確保ということを経前提にしながら、どのように疑義を持たれないような形で原子力に関する運営をしていくかという話が肝要なのだろうと思います。

そして、原子力委員会の事務局体制及びその運営方法、情報開示の方策につきましては、今後の課題になって、これは検証委員会の検証、あるいはその後の検証を待ってから最終

的な決断をするのかもしれませんが、いずれにせよ、今後の原子力委員会の性質や何を原子力委員会として目指すのかというようなことについての見直しと関連することだと思います。そのことも念頭に置きながら、この暫定版としてのこの文書の内容、すなわち作成・準備する際の情報管理について書かれている項目に、疑義はありません。それから、事務局体制の当面の方針についても私は今のところこれでやっていくしかないと思っています。

以上です。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 先ほど遠藤さんからガラパゴスという話がありましたが、この二つの基準というのはいろいろな国際的な基準を考えながら、それを調べながら作成したものであると私思っています。そういう点で、細部はいろいろと今後詰めなくてはいけないところはあるでしょうけれども、これでスタートして、実際に運用して出てきた問題をまた解決していくと、そういうプラクティカルなアプローチがいいと思います。

ただ、これを見て思うのは、一つは事務局体制というのは今よりもっと大きく、しかも専門家を雇うという格好にしないと、今後の原子力委員会、今後原子力委員会の役割はどうなるかということはあるのですが、なかなかサステイナブルではないのではないかという印象を持ちます。

それと、このように原子力委員会が進んでいくというのは、ほかの審議会あるいは政府の委員会とのコンシスタンシーというのは一体どうなのかということも気にかかるころはあります。だから、コンシスタンシーでなくてはいけないということを言っているわけではないのですが、そういうことも追って考えなくてはいけないところはあるかなと思います。

以上です。

(近藤委員長) いずれも重要な指摘ですね。ちょっとこの間申し上げたか忘れましたが、だんだん審議会が整理されていて、小さな審議会はなくなってきているのです。例えば今やっているところでいえば、エネルギー調査会の基本問題委員会は資源エネルギー庁という巨大組織が事務局なわけですね、それと比べると、同じようなことをしようと思うと到底できないことだけは明らかなので、それにもかかわらず対等に仕事をしようとする大変ですということが身にしみてわかったということだと思います。

そういうことは、既に問題提起した原子力委員会の今後のあり方ということに関係すると

ということなのだろうと思いますが。しかし、当面我々として何かこれから作業するとすれば何らかの行動規範はあるべきだということでそれを決めますと申し上げたところです。

ゼロクリアで考えますと、何か委員会をやるときに会議資料を用意するためには必ず作業が必要だということはだれでもわかっているわけです。ですけれども、だれでもわかっているのだけれども、必ず会議の冒頭ではこういう作業が必要ですので資料を提供してくださいとかということも冒頭座長が、すべての資料を取りまとめる責任は座長にある、会務を総理するというのは座長の責任なわけですから、座長がそういうことを必ず会議の冒頭諮って、お手伝いいただける方はお手伝いくださいと申し上げるということはありませんよね。

それから、でき上がった資料についてクレジットの問題がありますよね。それはここで言っている5番というのはちょっと表現が悪すぎるのですけれども、この5番は何を言っているかということ、資料にクレジットをつけるということですよ。こういう資料を提供いただきました。これは別にメールをつけるわけではなくて、この資料作成にあたってはこの方からご協力いただきましたということを書いてよかったのだろうと私は思うのだけれども、そういうごく当たり前のことが余りにも常識と思って何も記録に載る形でやっていなかったところで、いざ説明しようと思うと実は何もなかったということになったのが今回非常につらかったということなのだと思うのです。

ですから、5番、6番は実は本来もっと上位に置いて書いたほうがいいのかもしいかなと思ってこの紙を。6番目はたしか鈴木座長からたしかお話を聞いて、そうかなと思って書き足したので、そういう意味でちょっと皆さんから聞いた範囲でボコボコと書き足してつくったもので全体まだ整理整頓されていないですが。5番もクレジットという言葉を使ったほうがいいのかと思って、会議に報告すると、事務担当者が会議で報告するのでもないのかなという議論もあって、ここもまだちょっと生煮えなのですけれども。こんなことを少し考えつつ、もう一度きれいに、先ほど鈴木代理がおっしゃったようなことで、経験を踏まえて見通しのいいものには書き直すべきかと思っているのですけれどもね。

それから、途中、行政部門における意思決定過程の透明化というのは非常に重要な話題になっているわけです。今後の原子力災害対策本部の中の意思決定についてもいろいろメモしかないとか記録がないとかという問題になっているわけです。ですから、問題は原子力委員会は行政決定機関なのかということ。自分たちで決めたことがアクションにつながるということなのか、原子力委員会の決定は決定なのだけれども、審議会決定なので

これは直接行政決定になるものではないとすれば、その線引きがよくわからないのですね。ですから、そこは審議会の意思決定のプロセスの透明化ということが重要なのかどうかという問題。それは審議会というのは会を開いて、そこで議論をすることが完全に透明であれば透明性のリクワイヤメントは満足しているのではないかという議論もあるのだと思うのです。

ですから、いわゆる行政意思決定過程の透明化という問題は重要なことは多くの方が認識されていて、そのプロセスにおける協議等のメモは残すべきだということは今後の対策本部でもまたさらに強調されていることだし、国会の事故調もそういうような文章を持ってこいと言っているわけだから、それは当然あるのかなと思いますけれども、我々のような審議会の場合における意思決定というものは、審議会の会議が決定機関で、そこがすべてだと考えれば、これにはまらないという考え方もあると思うんです。そこはちょっとそれこそ専門家の方にお話を伺ったほうがいいと思います。ただ、原子力規制委員会は行政委員会だからできるのはそれとは違うと思いますけれどもね、明らかに。

それでは、この件は今ちょっとご議論いただきましたので、少し勉強してもう少し練った後で皆さんにお決めいただくことにいたします。

時間が大分過ぎましたので、あともう一つのテーマでは、策定会議の見直しです。見直しとして、形式論と実体論があるので、実体論として今後それでは何を検討することになるのかということを考えるために、今お手元の資料3-3としてお配りしてありますのが、えいやとつくって見たのですけれども、策定会議における主要政策課題領域の審議の経過というタイトルにしました。要すれば今まで策定会議でどんな資料を配ってきたかということ、どんな議論をしたかということは議事録を見ればわかるのですけれども、資料で分類してみました。

1番、原子力発電の位置づけから始まって、福島を取組、そして3番、国民の信頼、大体策定会議で重要課題というようなテーマとして取り上げたものに則して分類をしたのですが。当然最初のころは発電の意義とかサイクルコストの議論があり、その次並行してオフサイト、オンサイトの取組についてのヒアリングがあって、それから国民の信頼の回復のあり方についてはさまざまな事故調等の中間報告等を伺ったと等々とずっとやってきまして、やはりサイクルについての報告たくさん紙をいただいたのかなという気がするということが一つ。

それから、全体としてこうやってながめてみますと、かなりのテーマをカバーしてきたの

かなど。うちで議論の結果を中間的な整理としてまとめた中間整理文書も、このサイクルコストの試算の紙、それから放射性廃棄物の管理・処分のシステムについての議論のまとめと、それから今小委員会の核燃料サイクルの選択肢の評価の取りまとめと、それから最後の会に議論しました国民・地域社会の共生についての紙と、こんなことについてはまとめ紙を提示したと。あと、放射線利用について何回かのヒアリングの結果を整理して中間整理の紙はつくってはありますが、まだ議論には至っていない。こんなことかと。

そして、並行して資料としては各委員のご発言をこのような分類項目で整理した意見集というものを、適宜に更新してきたと、こんな状況で作業をしてきたということ。

これをずっとながめていまして、今後これを踏まえてどういうことを考えるべきかと考えると、恐らくどういう考え方を大事にどういうことに取り組むべきかという、それが政策大綱の基本だと思うのですけれども、これを考えるということにするといたしますと、これも会議で何回か発言したのですけれども、政策をかなり横串というか、政策への基本的な考え方、これが用意されていないという感じがするわけです。

具体的にどんなことかと言いますと、恐らく最も今重要なそういう横串的というか中心的な課題と思われるのは、原子力安全に関するガバナンス、ガバナンスという言葉はちょっと簡単だから使ってしまうのですけれども、国民と規制行政、それから地方自治体の相互理解ということについて、今再稼働問題をめぐって政府が先頭に立って取り組んでいるわけですが、これに今度新しい規制組織が入ってくると、その行政システムがこういうことについて中心的に考えて運営をしていくということになるはずなので。これはしかし、非常に重要なテーマで。これは最後にまとめて地域共生の紙にも書いてあるのですけれども、しかし、これは原子力委員会が考えることではないなという感じがします。

それから二つ目が、エネルギーとしての原子力発電の推進行政のあり方というか、立地自治体との関係というのが一つありましょう。それから、他方でそもそも電気事業のあり方、国策民営という言葉がありますが、これからもそうなのかということで、その基本がどうも大切ではないのかなと思っているのですけれども。これについては確かエネ環会議の中間的整理にも、表現はちょっと違うのですけれども、必要となる社会的費用を負担する適切な制度の設計とかエネルギー構造の転換とかそういう表現がありまして、重要課題、戦略という格好で取り上げられていますので、非常に重要な問題だという認識は政府がお持ちだということだと思えます。ですから、これはそういうことで議論されるに違いないと思うところ。しかし、これがないと原子力政策はかくあるべしということもなかなか

言い難いという構造があるかなど。

それから三つ目は、ここで議論になりました核燃料サイクル事業のあり方ですね。これは私ども技術小委の報告でもっていずれの政策選択肢を選ぶとしてもこんな課題がありますよとあって、これらについて解決していく努力という取組が必要ということを行っているわけです。しかもそこにおいては国の会議のあり方が非常に重要な問題になるということも申し上げたと。きょう遠藤さんがガバナンスという言葉が使われたわけですが、皆さんはその解釈についていろいろご発言があったところですけども。こういう核燃料サイクルにかかわるガバナンスという問題もあって、これはどうしたものかという感じですね。基本的には国のかかわり方ということについて少し基本的な問題提起がなされているということも認識する必要があると。

それから四つ目は、これもまたきょうお話がありました国際関係というか、国際的取組に係る基本的考え方ですね。これについては原子力委員会としては国際問題懇談会というのをつくりまして中間的報告を整理していただいたところまでやってきていることは、3・11の前にやったわけですが。この3・11後の新しい世界の中でこの問題は改めて重要な課題になっていると思いますし、これもまたエネ環会議の紙でもそういう問題意識が、例えば原子力平和利用国としての責務や世界への貢献という非常に直裁な表現が戦略的な課題として提起されているという状況にあるわけです。

それで、この四つのガバナンスの課題という、安全と電力システムのガバナンス、核燃料サイクル、そして国際関係のガバナンスとあると。さらに加えて言うのであれば、ここで議論されて、先ほども話題になりましたが、原子力委員会はこういう状況の中で一体原子力委員会は何をやるのだという原子力委員会のガバナンスというか、政府における原子力委員会、そういう審議会の役割ということについてどう考えるか。ある見方をすれば、政府が原子力問題についてこれだけ先頭に立って仕事をしているということ自体がまさに原子力の民主的運営という言葉のそれに最もふさわしい生き方だという解釈もあり得るわけで、今原子力委員会を設置したそのフィロソフィーと現状との間に照らし合わせて今後の原子力委員会の役割はいかにあるべきかということも議論していいのかなど。原子力委員会みずからやる仕事を議論していいのかなど若干気になることもないわけではないのですが、こんな問題空間に我々は生きているのかなと思うわけです。

ですから、こういうことについては原子力委員会が一人みずから審議し提言するというだけでもないのではないかなとも思うわけです。

これはそういうふうにしてエネ環会議等でも問題認識を持っておられるという状況であるとすれば、ここでは再び策定会議を中断をして、こうしたことをどう扱うかをじっくり考える、あるいは考えていただくということにするべきタイミングではないのかなと、こんな整理を考えたところであります。これは全く私の思いつきに近い考えですので、ぜひご意見をいただければと思います。

鈴木代理。

(鈴木委員長代理) 基本的には賛成なのですが、あの形での新大綱策定会議を継続することについては、多分もう既に見直しをしろと言われているわけですから、その見直しを考えた上で、今のような四つの課題、それからさっきの事務局体制のあり方の改革を踏まえると、原子力委員会そのもののあり方も考えなければいけないということを見ると、そういう状況で策定会議を新しいメンバーを選んで開催するよりは、一たん中断して、今与えられた原子力委員会の改革の取組を早急に進めることと、それから残された課題解決のための、これは時間が余りないので、並行してやらなければいけないという。だとすると、事務局体制が改革するまでの間は今の人数でやらなければいけないわけですから、そうするとこれは実質的な運用の問題になるのですが、専門家の方の会議を結成してまた会合をやるということは大変作業が大変になることを考えると、現実的には私は原子力委員会みずからがある程度この重要課題について見識をもって議論していくと。それを全部透明の場でやると、そこに専門家の方も来ていただいてお話を伺うというやり方を今後一、二カ月やるべきではないかと。

最後に横軸の話が出ましたが、エネ環会議のエネルギー政策全体の決定が出た段階で、多分かなりの部分が明らかというか、そうしないと選択肢が余りにも大きすぎる中で原子力政策を議論するのはなかなか難しいので、まずはどういう選択肢になろうと重要と思われる課題について原子力委員会でしっかり議論をして、それをまとめていくのがいいのではないかと。エネルギー政策がある程度見えてくれば、それにのっかってまた残りの数カ月でやるということはあるかもしれませんが、まずはそっちが合理的でもあり、またやらなければいけないかと、我々の義務でもありますので、原子力委員会としては政策選択肢の議論が行われている間に重要課題についての議論をしっかりしておくというのがいいのではないかと私は思います。

(近藤委員長) 秋庭委員。

(秋庭委員) 私も基本的には今鈴木委員代理がおっしゃったとおりで賛成します。ただ、新大

綱策定会議の委員の方々にはやはりお忙しい中に今まで取り組んでくださっていますので、それぞれの委員の方々にはやはりそれぞれの思いがあると思いますし、またそういうことについてもきちんと私どもの考えていることをお伝えし、さらにその委員の方々がどのように思っていらっしゃるかということもやはりお伺いしていく必要があると思います。一方的にここで中断するというのもいかがなものかと感じております。

そして、今後いろいろな先ほど委員長から課題がおっしゃられました、大綱というものを果たしてどう位置づけたらいいのか、そういうことを反映して、今までのような大綱でいいのか、あるいは今委員長が五つのキーワードをおっしゃられましたが、そういうもので区切った大綱にしていくのか、あるいはまたその大綱というものが今後原子力委員会の位置づけによってはいらなくなるのか、大綱ということについても議論していく必要があるのではないかと思っています。

私は今まで見てきた限りでは、大綱として細かくいろいろな項目にして議論してきたことは、既に具体案としてやっていくような、例えば前に原子力立国計画というようなものがありました、そういう具体策としてももう少し考えられるところにもっていくのも一つの案かと思っています。つまり、先ほど委員長がおっしゃられた五つのキーワードについて我々は根本的な考え方を示して、提案し、そしてさらにこの資料3-3にありますような、10の重要項目がありましたが、そういう具体策については原子力立国計画のようなもので考えていくという、そういうあり方もあるのではないかと、それは今ちょっと思いつきのことで大変申しわけありません。

つまり何が言いたいかということ、大綱の存在についても考える必要があるということをご提案したいと思っておりました。

(近藤委員長) 原子力立国計画というのは原子力委員会のものではないのですが、もともとそういう格好で、それがどういう位置づけかということはまた議論があるのだと思うのですが、そういう格好で原子力について具体的な取組が行政部門で行われる状況において、原子力委員会は何をするかという問題があるということをおっしゃったと思います。そういう整理ですね。

(秋庭委員) はい。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) ありがとうございます。ちょっと確認なのですが、ガバナンスについての四つの項目の最初は原子力安全のことですが、安全については委員長がおっしゃっていた

ように、我々が今議論する話ではないのかなと思っています。しかしながら、その他の立地自治体との関係であるとか、あるいは核燃サイクルや国際化といったこと、それから原子力委員会のガバナンスという話は議論してもいいのかなと思う反面、やり方をどうするのかと。すなわち、これは多分平場できちんと我々が議論するということなのでしょうけれども、この5人だけでバツと議論するのか、それともしかるべきテーマに沿った専門家の方をお呼びしてそして議論を深めるのか、あるいは専門家の方もさまざまな立場の方をお呼びするという形で議論を膨らませるのかいろいろな形があると思いますけれども。検討するには我々残された時間がないということと、それからエネ環会議の決定や、あるいは我々自身を検証している検証委員会の結論だとかいろいろなことが出てきますので、そういうことも踏まえながら、外部の方々の意見も聞いて、透明性が確保された形で議論すべきだろうというふうに考えています。

それで、大綱の位置づけなのですからけれども、どうするかとか、それは原子力委員会のあり方というものの中に入るのかなと考えておきまして、その中の一つの重要課題として議論すべき話なのではないかと思います。ただ、原子力委員会自身が、我々が原子力委員会の議論をするということは、一方でやるべきであるような気もするし、一方で我々の仕事なのかどうかという疑問は残ります。

以上です。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) まず、3・11以降に大きな構造の変化があったと思うのです。一つは発電源に関する問題はエネルギー基本問題委員会で議論し、それから、サイクル選択肢は原子力委員会が議論したものを基にして、発電源も含めてですが、最終的にはエネルギー・環境会議が決断をしていくと、という大きな構図の変化が今までとは違ったものがあります。それから、現在まだ法令にはなっていませんが、規制法が改正されればいわゆる計画的遂行の審査が消えると。我々のやってきた大綱、あるいはその前の長期計画というのはいわゆる計画的遂行に対しての一つの判断根拠を与えるものとして使われてきたところ、それがもはやいらぬという法律が通れば、大綱についての取組あるいは原子力委員会の役割というものも大きく変わるだろうと、こう思っています。

それで、現在今まで進めてきた新大綱策定会議ですが、端的に言って前回大綱のレビジョンというところまで議論が煮詰まっていないというのが私の見方でして、このまま議論を続けていっても大綱が課題の整理と検討の方向性というところに終わるかもしれないし。

それともう一つ重要なのは、エネルギー環境会議からの政策目標的なものが与えられて、その下でどうするかというこれが今後の一つの大きな課題になるだろうと思います。

そうしますと、今後の我々の取組としては、一つはエネルギー・環境会議が国民的議論を含めて政策目標をつくってくれると思うのですが、その政策目標の下で目標実現に向けて原子力分野での体制整備と課題への対処というものを議論していく。その間、それまでの間は中断ということかと思うのですが、それは一つの重要なやり方と言いますかそういう方向にいくのが適切ではないかと私は思っております。

それから、一方、原子力に関する国の役割、ひいては原子力委員会の役割については当然議論があるところで、これは大綱の中断ということとは別に、原子力委員会でいろいろな識者の意見を聞くという格好か、あるいは別途例えば昔の有澤懇というの、あれは総理大臣の私的な諮問機関であったかと思うのですが、そういうより内閣レベルあるいは総理大臣の諮問に基づいてやっていくというものもあると思うのですが、私は個人的にはやはり今まで原子力委員会のやってきた仕事を考えて、原子力委員会自身としてはどう考えるのだということについて識者の意見を聞きながらまとめていくというのがあるのではないかと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。このエネ環会議の中間整理をながめているのですが、視座というのをどう解釈しますかね。これが最後のまとめの中でどうあらわれてくるかがまだ見えないので、確かにそれとの関係が非常に深いということは確かですね。それから、電力システム改革の議論が進んでいること、この中に言及もしているわけですし、だから我々がこの今申し上げた四つのガバナンスの問題をみずから議論するということはどういうことになるのかなと。問題提起型になるのですかね。

(鈴木委員長代理) 私が心配しているのは、空白期間ができてしまうことです。本当は8月で終わるという話で議論を進めてきたのですが、よく考えてみると、エネ環会議の政策が決まらなとなかなか決められないということになってきたと。そこで我々が活動をとめてしまいますと、原子力政策の重要課題についてどこでだれが議論するのかということがわからないままになってしまうというのが一番よくないということで。本来はエネ環会議のほうからもしこういうことをやれと言われればやるというやり方もありますし、その辺がこなくても原子力委員会独自に空白期間ができないように重要課題については委員会として見解をまとめることはあってもいいのかなとは思っています。そうしないと、今すぐ決めなければいけない重要課題と言っておきながら、誰も議論しないままで時間がたっていくと

いうことが一番まずいと思います。

(大庭委員) 今に関連して、先ほど言い忘れたのですけれども、委員長もおっしゃいましたが、核燃サイクルについてどうあるが取り組んでいかねばならない問題ということについては既に技術小委員会の報告書の中にもあって、それは非常に大事な課題なのですけれども、今のところどこが議論を引き受けるかわからないと。これは委員会できちんと話すべき問題なのではないか、こちらから何か課題を整理してちゃんとまとめておくべきなのではないかと思います。

(近藤委員長) どうぞ。

(秋庭委員) 先ほど私が具体的なものは省庁でと話しましたが、それはどうしてかということ、今までこうやって議論してきたことを中途半端なままにしておくのは、するべきではないと思っていますので、そういうこともちゃんと生かせる道を考えつつ、今後やっていく必要があるのかなと思ってちょっとそういう意見を言わせていただきました。

(近藤委員長) わかりました。では、きょうは結論なしで、少し今いただいたご議論を踏まえて、委員会としてどういう判断をするかということの決定をしたらと思います。そういう決定も少し考えてみますか。次の会までに。では、そういうことで、少しこの策定会議のあり方についての決定文を次回にでもご議論いただくということにしたいと思いますので、きょうの議論を踏まえて少し案を考えてみます。

では、この議題はこれで終わります。

事務局から何か、その他議題。

(中村参事官) 事務局からその他の議題として準備しているものはございません。

連絡だけ1点させていただきます。資料4号、5号、6号、7号と四つお配りしてございます。資料4号でございますけれども、これは新大綱策定会議に対し国民の皆様から寄せられたご意見のうち、平成24年5月24日から平成24年6月6日までにお寄せいただいたご意見ご質問を整理してまとめたものでございます。今回このように整理しましたので、原子力委員会のホームページで公開したいと思います。

また、資料5、6号といたしまして、第17回と第18回の定例会の議事録をお配りしてございます。

それから、資料7号でございますけれども、東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉に向けた中長期的な取組について一般の方から御意見を聴く会の開催を考えてございまして、その案内を添付してございます。これは既にプレス発表したものでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、これで終わってよろしゅうございますか。

(中村参事官) 次回のご案内でございます。第24回の原子力委員会でございますけれども、先ほどの話でございますと、臨時会ということでよろしいでしょうか。木曜日ということで、6月14日の木曜日、13時30分から、場所としてはこの会議室ではなくて5階の545会議室を準備したいと思います。

以上でございます。

(近藤委員長) それでは、きょうはこれで終わります。

—了—